

# 令和 7 (2025) 年度 自己点検評価書

令和 7 (2025) 年 6 月

九州共立大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	16
基準 4. 教育課程	33
基準 5. 教員・職員	49
基準 6. 経営・管理と財務	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A. 社会連携・社会貢献	70
V. 特記事項	76

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

九州共立大学の設置母体である学校法人福原学園(以下、「福原学園」と記す。)の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者が掲げた「自律処行」である。昭和40(1965)年に開学した九州共立大学においても、この建学の精神を学是「自律処行」として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」(『老子』(2章))を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味づけている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、学園創立60周年(平成19(2007)年)を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、昭和52(1977)年発刊の『寿詞集』の記載に基づいて、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州共立大学学則(以下、「大学学則」と記す。)第1条の2および九州共立大学大学院学則(以下、「大学院学則」と記す。)第2条においても、「建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い、事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する」と明示し、在学生・教職員すべての教育活動の根幹としている。

本学の使命・目的は、大学学則第1条および大学院学則第1条に明示されているとおり「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」および「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与すること」である。

この大学の使命・目的に基づいて、さらに大学学則第3条の3および第3条の4においては、各学部の人材養成および教育研究上の目的を具体的に定めている。経済学部においては、「学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする」とし、スポーツ学部においては、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする」と定めている。

さらに、大学院学則第6条においては各研究科の人材養成および教育研究上の目的を具体的に定めている。経済・経営学研究科においては、「経済・経営学に関する高い専門知識および研究能力を有し、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする」とし、スポーツ学研究科においては、「高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

## Ⅱ. 沿革

本学は昭和 40（1965）年 4 月に開学し、今日までに至る沿革は下記のとおりである。

年月	事 項
昭和 40 年 4 月	九州共立大学開設（経済学部経済学科 1 学部 1 学科）
昭和 41 年 4 月	経済学部第二部経済学科の開設
昭和 42 年 4 月	工学部「機械工学科」「電気工学科」「土木工学科」「建築学科」の開設
昭和 43 年 4 月	経済学部経営学科の開設
昭和 54 年 4 月	工学部「環境化学科」「開発学科」の開設
平成 6 年 4 月	生涯学習研究センターの設置
平成 6 年 6 月	情報処理教育研究センターの設置
平成 13 年 4 月	大学院工学研究科修士課程 「機械生産システム工学専攻」「電子情報工学専攻」「都市システム工学専攻」「環境システム学専攻」の開設 工学部「電気工学科」を「電気電子情報工学科」に名称変更 工学部「開発学科」を「地域環境システム工学科」に名称変更 総合研究所の設置
平成 14 年 12 月	大学院工学研究科修士課程を博士前期課程に変更
平成 15 年 4 月	大学院工学研究科博士後期課程 「機械電子システム工学専攻」「環境・都市システム工学専攻」の開設 経済学部第二部の学生募集停止
平成 15 年 5 月	学習支援センターの設置
平成 17 年 4 月	工学部「機械工学科」「電気電子情報工学科」の学生募集停止 工学部「メカエレクトロニクス学科」「情報学科」の開設 工学部「土木工学科」を「都市システム工学科」に名称変更 工学部「地域環境システム工学科」を「環境サイエンス学科」に名称変更 工学部「環境化学科」を「生命物質化学科」に名称変更
平成 18 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の開設
平成 19 年 3 月	経済学部第二部「経済学科」の廃止届出
平成 19 年 4 月	工学部「都市システム工学科」を「環境土木工学科」に名称変更 工学部「環境サイエンス学科」「生命物質化学科」の学生募集停止
平成 20 年 4 月	工学部「メカエレクトロニクス学科」「情報学科」「環境土木工学科」「建築学科」の学生募集停止 スポーツ・トレーニングセンターの設置
平成 20 年 6 月	経済学部経済・経営学科の設置届出
平成 21 年 4 月	経済学部「経済学科」「経営学科」の学生募集停止 経済学部経済・経営学科の開設 大学院工学研究科博士後期課程の学生募集停止
平成 22 年 4 月	大学院工学研究科博士前期課程の学生募集停止 「総合教養教育センター」を「共通教育センター」に組織変更

九州共立大学

平成 23 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていることが認定された。
平成 23 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の 3 領域を廃止し、4 コースへ再編
平成 25 年 3 月	工学部廃止
平成 27 年 4 月	経済学部経済・経営学科の 9 コース制を廃止し、6 領域へ再編 地域連携推進室を設置
平成 27 年 10 月	九州共立大学創立 50 周年記念式典を開催
平成 27 年 11 月	姫路大学(旧 近大姫路大学)との小学校教員養成プログラムに係る調印締結
平成 28 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科のコーチングコースをスポーツ総合コースへ再編
平成 29 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していることが認定された。
平成 29 年 4 月	「生涯学習研究センター」、「地域連携推進室」、「総合研究所」を「地域連携推進センター」に、「情報処理教育研究センター」を「学術情報センター情報システム部」に組織変更
平成 30 年 4 月	大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻（修士課程）の開設
平成 31 年 4 月	経済学部地域創造学科の開設 スポーツ学部スポーツ学科にスポーツ政策コースを増設
令和 2 年 4 月	スポーツ栄養研究センターの設置
令和 3 年 4 月	経済学部経済・経営学科、地域創造学科入学定員を変更
令和 4 年 4 月	大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻（修士課程）の開設
令和 5 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していることが認定された。
令和 5 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の健康フィットネスコースを廃止、スポーツ総合コースをアスリートマネジメントコースへ再編
令和 6 年 4 月	スポーツ学部にごどもスポーツ教育学科を開設、スポーツ学部スポーツ学科に養護教諭養成課程を開設
令和 7 年 4 月	経済学部経済・経営学科、スポーツ学部スポーツ学科入学定員を変更

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的および教育研究上の目的の周知については、建学の精神である学是「自律処行」を学生便覧の冒頭に、石碑の刻文の写真とともにその解説を掲載している。また、本学ホームページ、大学案内、募集要項、履修ガイド、講義要項（シラバス）（以下、「シラバス」と記す。）に同様の解説を掲載し、学内のみならず学外に対しても公表することで広く教育方針等の周知を図っている。【資料1-1-1～6】

特に、学生募集のための大学案内や募集要項については、学是に関する解説はもとより、学是と教育課程との関連を明確にするため、卒業認定・学位授与の方針(DP: Diploma Policy)、教育課程編成・実施の方針(CP: Curriculum Policy)、入学者受け入れの方針(AP: Admission Policy)についても記載している。また、本学に入学する学生に対して、新入生オリエンテーションの際に学是の解説を行い、平成27（2015）年度からは全学的な正課授業科目として「福原学」を設け、学園史や自校史の解説、学長やOBの講話等によって学是の理解に努めてきた。入学式や卒業式の学長式辞など学長・学部長挨拶等様々な場面で学是について言及し、学生・保護者・教職員に広く周知している。

外部への周知については、大学案内、募集要項などの各種印刷物、ならびに本学のホームページへの使命・目的及び教育研究上の目的の掲載はもとより、平成26（2014）年10月からスタートした日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート（私学版）」にも参加し、より広く社会全般への周知も図っている。【資料1-1-7】

本学は、令和2（2020）年度に創立55周年を迎えたことから、創立55周年記念誌九州共立大学「自校史」を発刊し、在学生をはじめ内外の関係者に配布した。また、自校史を「福原学」の教材として使用し、新入生に対して自校史を解説することにより、学生と教職員は、本学の成り立ちやその後の道のりをあらためて認識した。【資料1-1-8】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 2024 年度学生便覧

【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-1-2】 大学ホームページ

(大学紹介⇒学長メッセージ)

(大学紹介⇒建学の精神)

- |   |               |
|---|---------------|
| 【資料 1-1-3】 2025 年度大学案内                    | 【資料 F-2】 と同じ  |
| 【資料 1-1-4】 2024 年度募集要項                    | 【資料 F-4】 と同じ  |
| 【資料 1-1-5】 2024 年度履修ガイド                   | 【資料 F-13】 と同じ |
| 【資料 1-1-6】 2024 年度講義要項(シラバス)              | 【資料 F-13】 と同じ |
| 【資料 1-1-7】 大学ポートレート(私学版)<br>(本学の特色⇒建学の精神) |               |
| 【資料 1-1-8】 九州共立大学創立 55 周年記念誌「自校史」         |               |

### 1-1-② 中期的な計画への反映

福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応し、継続的な改革を行うことを目的として、平成 20（2008）年度に第 1 次中期計画を策定した。その後、平成 26（2014）年度に策定した第 2 次中期計画では、福原学園のミッションを「建学の精神「自律処行(自らの良心に従い、事に処し善を行う)」に基づいた教育活動を行うこと」とし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、知識基盤社会で活躍し得る教養と課題追求能力・総合的判断能力・問題処理能力を併せ持つ真摯な学生を育成する」という教育活動を行うため、「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」こととした。

さらに、令和元（2019）年度に第 1 次中期計画および第 2 次中期計画を踏まえ、第 3 次中期経営計画を策定し、当該年度の単年度計画として具体化した事業計画アクションプランに基づき、令和元（2019）年度から事業を開始した。

第 3 次中期経営計画においては、学園のミッションに加え、学園の基本ビジョンを「学生・生徒・園児・保護者が満足する教育サービス体制の確立」として、「設置校相互の連携を強力に推進し、財政基盤を安定させ、永続的な学園運営を行うこと」を基本目標に掲げた。

また、第 2 次中期計画を踏襲した本学のビジョンを実現するため、9 つの業務・事業を「特色ある教育研究 活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の 6 項目に整理するとともに、15 件の具体的施策に絞り込み、それぞれの担当部門が組織的・継続的に取り組むこととした。

さらに、令和 5（2023）年度が、第 3 次中期経営計画の最終年度のことから、令和 6（2024）年度以降の第 4 次中期経営計画 [令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度の 5 ヶ年間] を策定した。

令和 6（2024）年度から取り組みをスタートした第 4 次中期経営計画においては、経営基本方針に基づき、「教育組織を強化し、学生および保護者の満足度を向上させる高等教育を行う大学を目指す」ことを基本目標として掲げた。この第 4 次中期経営計画は、第 3 次中期経営計画における成果指標を掲げた取り組みを基本的に継承し、「教育」、「連携」、「運営」の三つの区分および 14 の具体的計画を設定し、本学の使命・目的及び教育研究上の目的達成に向けた多様な課題解決に向け取り組んでいる。【資料 1-1-9】

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-9】 福原学園第 4 次中期経営計画（2024 年度～2028 年度 5 ヶ年計画）

【資料 F-9】と同じ

**1-1-③ 三つのポリシーへの反映**

本学では、建学の精神である学是「自律処行」の理念に立脚した人材育成および教育研究上の目的を反映させて、九州共立大学全体として3つのポリシー（卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP））（以下「3つのポリシー（DP・CP・AP）」と記す。）を策定している。そのうえで、学科・研究科ごとに3つのポリシー（DP・CP・AP）を設定し、3つのポリシーは、それぞれの専門分野に則した使命・目的および教育目的を反映している。【資料 1-1-10】

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 1-1-10】2024 年度学生便覧

【資料 F-5】と同じ

**1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性**

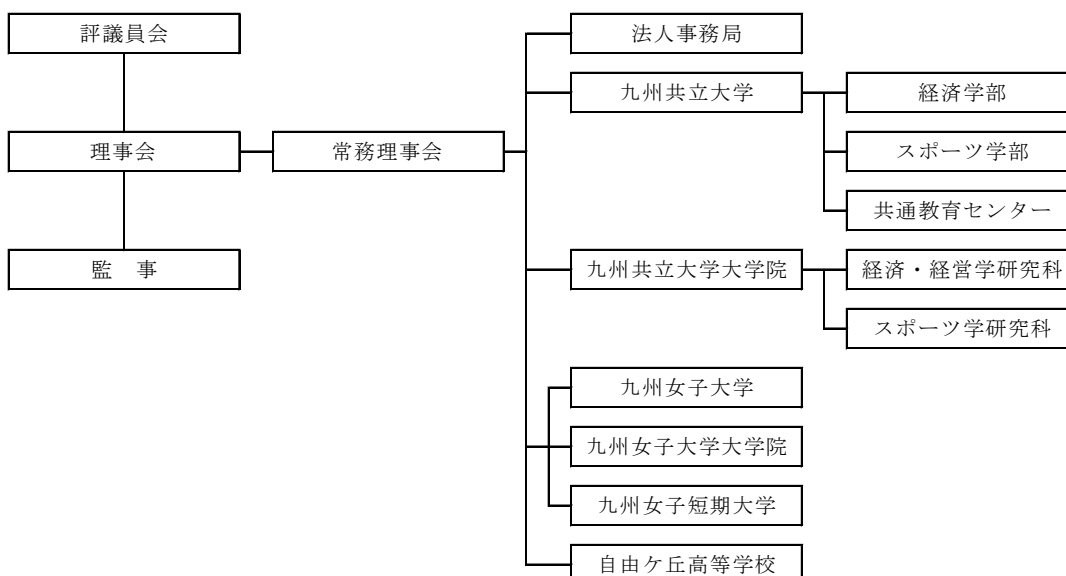
本学では、これまでに述べた使命・目的および教育研究上の目的を達成するため、経済学部の2学科、スポーツ学部の2学科および大学院の2研究科により教育研究組織を構成している。また、共通教育センターを設置し、教養教育等の総合共通科目に関して学部学科を横断的に担当している。【図 1-1-1】

本学の教育研究上の目的をより効果的に達成するために、附属施設として、図書館、学術情報センター、地域連携推進センター、スポーツ栄養研究センター、学習支援センターおよびスポーツ・トレーニングセンターを設置するとともに、併設校である九州女子大学・九州女子短期大学との共通の組織として、国際交流・留学生支援室を設置している。

また、本学と九州女子大学との二大学における共通の組織として、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構があり、学園設置大学に共通するそれぞれの教育目的に応じた機能的かつ効果的な取り組みを行っている。

図1-1-1 教育研究組織

学校法人組織（令和7年5月1日現在）



## 1-1-⑤変化への対応

### (1) 経済学部 の 沿革と改編

本学は、昭和 40 (1965) 年度に経済学部経済学科の単科大学として開設し、昭和 43 (1968) 年度には地域の要請を受け経営学科を増設した。平成 21 (2009) 年度には、多様な学修ニーズに対応するため、2 学科制を経済・経営学科の 1 学科体制へ再編し、さらに平成 27 (2015) 年度には 6 領域による学びの体系を整えた。

また、地域課題の解決に資する人材養成を目的として、令和元 (2019) 年度に地域創造学科 (2 コース制) を設置した。

令和 6 (2024) 年度には、社会の変化に対応するため、経済・経営学科の 6 領域を再編し、「データサイエンス領域」を新設し、地域創造学科については、地域政策や観光まちづくりを主眼とした 2 コースへ再編した。【資料 1-1-11~13】

### (2) スポーツ学部 の 沿革と改編

スポーツ学部は、スポーツ・健康づくりの多様なニーズに対応するため、平成 18 (2006) 年度に 1 学部 1 学科で開設した。平成 23 (2011) 年度には 3 領域を 4 コースへ再編し、選手のコンディション管理を担う「スポーツトレーナーコース」や、健康増進を担う「健康フィットネスコース」など、専門性に応じた教育体制を整備した。

平成 28 (2016) 年度には、「スポーツ総合コース」を核とする 4 コース体制へ再編し、令和元 (2019) 年度には学生の多様なニーズに対応するため、「スポーツ政策コース」を新設した。令和 5 (2023) 年度には、価値観の多様化とセルフマネジメント能力の重要性を踏まえ「アスリートマネジメントコース」を新設し、コースを再度改編した。

さらに、令和 6 (2024) 年度には、「体育に強い」小学校教員の養成を目的に、こどもスポーツ教育学科を新設するとともに、スポーツ学科には養護教諭一種免許の取得課程を設けるなど、教育体制の充実を図った。【資料 1-1-14~15】

### (3) 経済学部およびスポーツ学部の定員管理

経済・経営学科は、商学・経済学分野への志願者増加を受け、令和 3 (2021) 年度に入学定員を 300 人から 350 人へ変更し、令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年度まで入学定員を充足してきた。一方、地域創造学科は同年度に定員を 100 人から 80 人へ変更したが、令和 4 (2022) 年度および令和 5 (2023) 年度には入学定員を満たすことができなかった。

令和 6 (2024) 年度には、スポーツ学部にかどもスポーツ教育学科を新設したことに伴い、大学全体の定員 680 人の枠内で再編を行い、経済・経営学科を 350 人から 360 人に、地域創造学科を 80 人から 50 人に変更した。また、スポーツ学科を 250 人から 220 人に変更し、新設したこどもスポーツ教育学科の定員を 50 人とした。

経済・経営学科と地域創造学科を合わせた経済学部の入学者数は、令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年度まで入学定員を上回っていたものの、令和 6 (2024) 年度は、経済・経営学科 334 人、地域創造学科 57 人の合計 391 人ととどまり入学定員を下回った。この状況を踏まえ、適切な定員管理の観点から、令和 7 (2025) 年度に再度定員の見直しを行い、大学全体の定員 680 人を維持したまま、経済・経営学科を 360 人から 330 人へ、スポーツ学科を 220 人から 250 人へ変更した。その結果、全学科の入学定員を充

足した。【資料 1-1-16】

#### (4) 大学院の設置と改編

平成 30 (2018) 年度に、スポーツ学部を基盤として、地域社会から国際社会までのスポーツ振興に寄与できる高度専門人材の育成を目的とした大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻(修士課程)を開設した。本専攻は、「スポーツ教育」「コーチング」「健康フィットネス」「アスレティックトレーニング」の 4 領域で構成した。【資料 1-1-17】

令和 4 (2022) 年度には、スポーツ栄養研究センターとの連携強化を図るため、「健康フィットネス領域」を発展的に改編し、他大学院に類似領域のない「スポーツ栄養・健康領域」へと再編した。【資料 1-1-18】

さらに、同年度には、経済学部を基盤とし、産業構造の変化に対応できる分析力・考察力と行動力を備えた人材育成を目的に、大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻(修士課程)を開設した。【資料 1-1-19】

#### (5) 改革姿勢と今後の展望

本学は、経済学部、スポーツ学部および大学院を通じて、地域や社会の多様なニーズに応える教育・研究体制の充実を図ってきた。入学定員の適切な管理や学科・コース改編を継続的に実施することで、学生の学修成果と専門的知識の獲得を支援している。

また、大学院設置や新学科増設により、高度な専門性と実践力を兼ね備えた人材養成に取り組み、地域貢献や社会的課題への対応力を有する人材の育成を推進している。これらの取組は、第 4 次中期経営計画における教育の質の向上や学生満足度向上の基本方針とも一体的に連動しており、今後も持続的な改善と改革を継続していく。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-11】 経済学部における教育課程改編の基本方針について

【資料 1-1-12】 経済・経営学科の教育課程の改編について

【資料 1-1-13】 地域創造学科の教育課程の改編について

※令和 4 年度第 13 回経営協議会資料 (令和 5 年 1 月 11 日開催)

【資料 1-1-14】 九州共立大学スポーツ学部こどもスポーツ教育学科設置届出申請書の趣旨等を記載した書類 (抜粋)

【資料 1-1-15】 令和 6 年度スポーツ学部スポーツ学科における教育課程について

※令和 4 年度第 13 回経営協議会資料 (令和 5 年 1 月 11 日開催)

【資料 1-1-16】 令和 7 年度福原学園ファクトブック

【資料 1-1-17】 九州共立大学大学院スポーツ学研究科設置の趣旨等を記載した書類 (抜粋)

【資料 1-1-18】 大学院スポーツ学研究科スポーツ栄養領域の設置について

※令和 3 年度第 4 回評議会資料 (令和 3 年 5 月 26 日開催)

【資料 1-1-19】 九州共立大学大学院経済・経営学研究科設置申請書の趣旨等を記載した書類 (抜粋)

#### 【基準 1 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学内外への周知として、建学の精神を、学長が大学の公的な行事や教職員が集う会合等において常に言及しており、学生に対しては、令和 6 (2024) 年度の正規科目「キャリ

ア基礎演習」において、その本質の理解を目的とした授業を展開している。

社会情勢など変化への対応として、慢性的な小学校教員の不足に対応するため、スポーツ学部にもどもスポーツ教育学科を増設するとともに、スポーツ学科の教職課程に養護教諭一種免許の取得課程を設置した。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学においては、令和 6（2024）年度から時代のニーズに適う学部学科の改編を行っており、新たな課程、学科を設置したことで生じる運用上の課題が想定されている。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6（2024）年 4 月より、こどもスポーツ教育学科の運用が始まり、全学部に影響する「総合共通科目」のうち「キャリア教育科目」「キャリアデザイン領域」に配置している「キャリア基礎演習Ⅰ」および「キャリア基礎演習Ⅱ」の運用について様々な問題が生じた。そのため「キャリア基礎演習運用検討委員会」を立ち上げ、細かな運用に関して問題解決にあたっている。また、全国的に教員採用試験が 7 月から 6 月、早い自治体では 5 月に実施するなどの前倒しに伴い、教育実習の時期を 4 年前期から 3 年後期に前倒しする配当年次の変更を行うことになり、教職課程全体の年次配当を大きく見直すため、教職担当者会議で素案を作成し、教職課程委員会へ諮り、その後評議会において決定のうえ、令和 7（2025）年度から運用を開始した。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、大学運営全般における質を保証するため、自己点検・評価を毎年行っている。この自己点検・評価の実施に関して、点検・評価項目や実施部局、委員会の設置などの教育活動等の点検・評価にかかる方針について定めた「九州共立大学自己点検・評価実施規程」を策定している。【資料 2-1-1】

また、内部質保証のための点検・評価に関する基本方針の策定については、同規程第 6 条に、九州共立大学自己点検・評価委員会にて審議する旨を明記している。

内部質保証のための恒常的組織としては、上述した九州共立大学自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」と記す。）を評議会の下に設置し、継続的に自己を点検・評価し、教育研究水準を向上させるとともに将来的な改革の方向を検討することとしている。この組織体制により、本学構成員の自発的な意見交換と合意のうえ、毎年度において自己点検・評価活動を実施し、自己点検評価書を作成している。【資料 2-1-1】

内部質保証のための自己点検・評価にあたっては、教育研究および大学運営全般について自主的・自律的に点検評価し、毎年度の自己点検評価書に反映させ、継続的な改善に取り組んでいる。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会において作成後、評議会の承認を経て、学長が決定している。【資料 2-1-2】

内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価の実施とその結果については、「評議会」で審議することとなり、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を「評議会」において担保している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】九州共立大学自己点検・評価実施規程 【資料 F-10】と同じ

【資料 2-1-2】九州共立大学評議会規則 【資料 F-10】と同じ

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における各種委員会の審議事項については、継続して自主的・自立的に自己点検・評価し、その内容を毎年度の自己点検評価書に反映させている。当該評価書については、評議会で審議する制度を構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を評議会において担保している。令和6（2024）年度は、評議会を26回開催し、各種の取り組みについて、その適切性・有効性を検証した。また、内部質保証に係るすべての教育研究活動については、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会において点検・評価を行っている。【資料2-2-1】

自己点検・評価の証跡として、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会においてまとめられた「自己点検・評価報告書」および「事業計画アクションプラン実績報告一覧表」がある。評議会は、根拠資料を含め、大学の諸活動の実施状況を確認することで、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価している。

#### 【資料2-2-2】

また、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるべく、令和6（2024）年度第1回教育懇談会（令和6（2024）年8月開催）において、外部有識者に対し、本学における3つの方針に基づく教育活動の概要を報告のうえ、学部・学科の具体的な教育活動について「大学案内」等に基づき活動の詳細を説明するとともに、本学ガバナンス・コードの策定趣旨・内容について説明した。本学ガバナンス・コードの適切性については、外部有識者による自己点検・評価確認チェック表に掲げる評価の観点ごとの点検チェックおよび評価チェック別に評価した確認シートの提出の後に、外部有識者からの意見を踏まえた点検・評価を実施した。

エビデンスに基づく自己点検・評価の定期的な実施については、平成18（2006）年度以

来、毎年福原学園ファクトブックを作成し、「Ⅰ. 教育研究上の基本組織」、「Ⅱ. 教員等組織、教員数、職員数」、「Ⅲ. 入学者数、学生数、卒業者数および進学・就職状況」、「Ⅳ. 授業料、入学料等」、「Ⅴ. 学生の修学、心身の健康等に係る支援」、「Ⅵ. 教育・研究」、「Ⅶ. 広報」、「Ⅷ. 財政」、「Ⅸ. 施設・設備」の項目について、当該年度の5月1日現在のデータを集積し、教職員に配付するとともに、点検・評価の基礎資料として活用している。平成27(2015)年度からは、同書に中期経営計画の各年度の事業計画概要を追加することにより、事業計画に基づく業務・事業の点検・評価に活用している。【資料2-2-3】

「自己点検評価報告書」、「学校法人福原学園事業計画」、「学校法人福原学園事業報告書」については、本学ホームページにおいて公表している。「九州共立大学 2025年度 事業計画アクションプラン」、「令和6年度 九州共立大学 事業計画アクションプラン実績報告一覧表」については、教職員が学園ホームページで閲覧できるようにし、情報を共有している。【資料2-2-4~6】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】九州共立大学評議会規則 【資料F-10】と同じ

【資料2-2-2】令和6年度九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表

【資料2-2-3】令和6年度福原学園ファクトブック

【資料2-2-4】大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒自己点検評価活動  
⇒自己点検評価書

【資料2-2-5】学校法人福原学園 2025年度事業計画

※大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報⇒  
事業計画

【資料2-2-6】学校法人福原学園 2024年度事業報告書

※大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報⇒  
事業報告

### 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、IR活動の強化を目的として、平成25(2013)年9月に経営戦略会議の下に「福原学園IR委員会」を設置し、同年11月には、「IR推進タスクフォース」を設置した。さらに、これを発展的に組織化し、平成28(2016)年12月からは本学評議会の下に「IR推進委員会」を設置し、自己点検・評価に必要な各種データの収集・分析を行っている。

IR推進委員会は、事務局長、総務課長、教務課長、入試広報課長、キャリア支援課長のほか、学長が必要と認めた者で構成されている。委員はそれぞれ学内の業務と兼務しており、教育研究、学生支援など多面的な視点からIR活動を推進できる体制を整えている。

#### 【資料2-2-7】

本学では、平成25(2013)年度から1年生を対象に「大学生基礎力調査」を実施し、この学生が3年次に進級した平成27(2015)年度に、「キャリアアプローチ」を実施した。これら2つの調査を同一業者が担当することにより、学生の学修成果の経年変化を把握する仕組みを構築し、以降も継続的に実施してきた。さらに、令和2(2020)年度以降は、これらの調査を「PROGテスト」へと移行し、より客観的な学修成果の可視化を図っている。

IR推進委員会では、これらの調査データを入試区分、GPA(Grade Point Average)、修得

単位数等と組み合わせて分析し、その結果を評議会に報告している。また、各学部の教育運営委員会において報告することにより全学的に情報を共有し、教育改善に活用している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-7】九州共立大学 IR 推進委員会要項（例規集 第 3 編 組織・管理）

【資料 F-10】と同じ

## 2-3. 内部質保証の機能性

### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は、学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、定期的に「授業評価アンケート」、「学生生活実態調査アンケート」を実施するとともに、「学長ミーティング」および「学生懇談会」を開催している。

授業評価アンケートは、学生による授業評価に直接資するアンケートとして、前期・後期の各学期末に実施し、得られた結果を授業改善の重要な指標として活用している。アンケートの集計結果は、全教員に提供され、専任教員はその結果を踏まえて自身の授業を分析し、改善策を検討したうえで個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に記録している。非常勤講師についても、授業改善策を検討し、その内容を「授業改善報告書」として提出させることで、継続的な授業改善に繋げている。【資料 2-3-1～3】

学生生活実態調査アンケートは、毎年後期ガイダンス以降において実施し、学生生活全般にわたる実態を正確に把握したうえで、学生サービスの改善に反映させている。アンケート集計結果は、学生支援委員会および福原学園 IR 委員会で分析・検討し、評議会ならびに教育運営委員会において報告している。【資料 2-3-4】

学長ミーティングは、学生と学長、大学幹部等の意見交換の場として、年 4 回程度開催している。そのほか、学生と教員が参加の「学生懇談会」を開催し、学生から寄せられた意見については、改善方策を迅速に検討し、対応を図っている。

また、常時の取組として、教職員が学生からの相談等に直接対応し、その内容を「オフィスアワー記録書」や「やる気支援記録書」にまとめて学習支援センターへ提出することにより、学生からの意見や要望等を把握している。これらの意見や要望は、必要に応じて、学習支援センター運営委員会等で検討している。

これらの取組のほか、学内の数カ所に意見箱を設置することにより、常時学生からの意見や要望を受け付けている。意見箱の運用については、学生から意見が提出された場合、規定された手続きに則り、経営協議会において改善および対応策を審議する体制を整えている。

上述の取組により、学生からの意見や要望を継続的に収集し、その結果を基に対策を検討することで、学修支援、学生生活、学修環境の改善に繋げている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 授業評価アンケート [様式]

【資料 2-3-2】 授業評価アンケート集計結果

【資料 2-3-3】 個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）[様式]

【資料 2-3-4】 2024 年度学生生活実態調査アンケート集計結果

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

大学運営全般の改善に資する取り組みとして、教育懇談会を毎年開催している。

教育懇談会は、外部有識者を招へいし、本学の教育運営に関する取り組みについて意見交換を行い、自己点検・評価活動の改善と向上に反映させることを目的としている。

教育懇談会においては、本学の建学の精神に基づく教育研究の方針や、学生の進路、施設の状況などを、本学教職員から外部有識者に対して説明している。外部有識者は、この説明を受けた後に、本学の運営全般について点検・評価を行い「自己点検・評価確認チェック表」に沿って評価の観点（24 項目）毎に評価を実施し、各項目の評価に対してコメントを付している。

学外関係者の意見については、本懇談会以外にも以下のとおり意見を聴取している。

本学では、学生の保護者により構成された後援会が組織されており、後援会主催により毎年 1 回、本学をはじめ九州の主要地域等で教員と保護者の面談の場とする保護者懇談会が開催されている。この保護者懇談会では、学生の学修の状況についての報告や保護者からの相談を受ける場としており、保護者からは大学に対する意見・要望についても聴取されている。保護者懇談会を通じて収集された保護者の意見については、学生の学修支援や助成、研究環境の整備など、学部や大学院の教育運営に反映されている。

また、本学は、卒業生や就職先の関係者に対して、就職指導の改善やインターンシップの充実、海外連携大学の拡充等、多様な分野にわたり改善を図ることを目的として、「卒業生の進路状況に関するアンケート」を実施している。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って各部局（九州共立大学自己点検・評価実施規程第 2 条に規定された実施部局）の活動内容を集約し、自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会に続き、評議会で審議した後、教職員より意見聴取し、あらためて評議会で審議し確定しており、自己点検評価書を作成することによって結果の公表を行い、授業改善や各種自己改革に役立てている。

自己点検・評価の両輪である中期計画部会は、副学長、学長特別補佐に加え、各学部長および研究科長ならびに部局の長、課長等で構成し、点検・評価を行っている。

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針の流れは次のとおりである。

（P：教育の企画・設計）大学の中期計画部会において次年度事業計画およびアクション

ンプランが作成され、審議・決定のうえ、福原学園中期経営計画委員会をとおして最終的に理事会に提出される。

(D：運用) その後、理事会で承認された事業計画およびアクションプランは、中期計画部会を通じて各部局によって実施される。

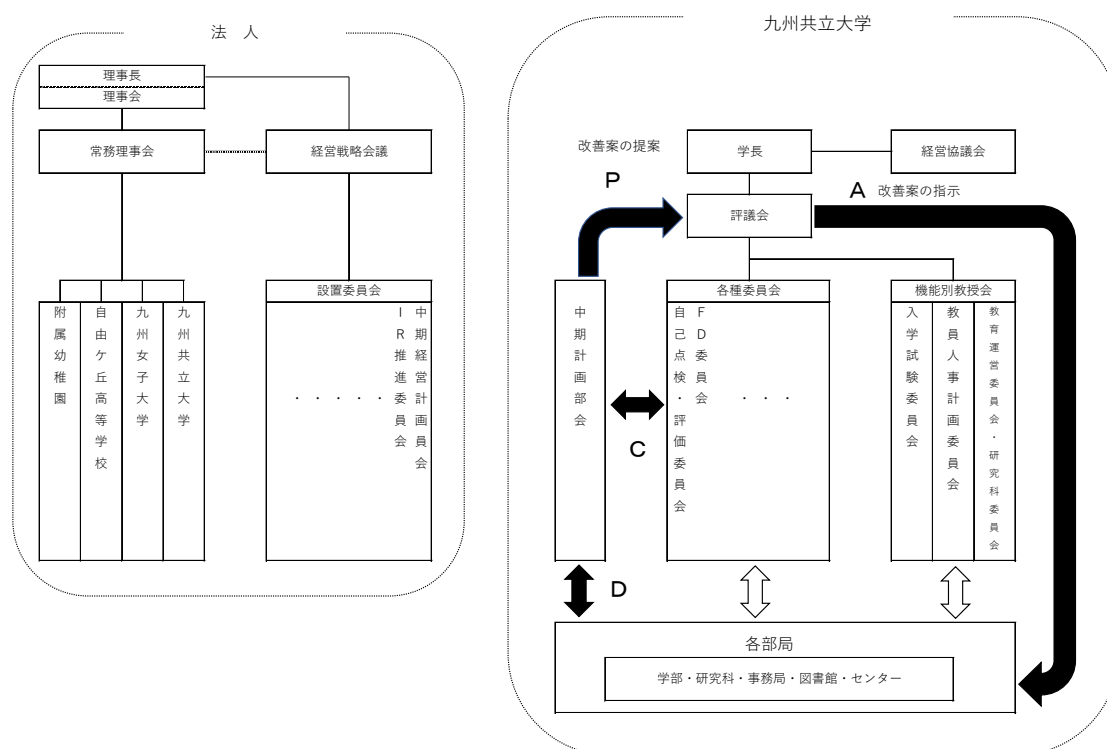
(C：検証) 当該年度の10月には中期計画部会において事業計画アクションプランの進捗報告がなされる。

(A：改善) 執行状況のとりまとめと評価を行い、必要に応じて各部局に改善を要請することとなっている。

このように本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会と中期計画部会を中核とし、各部局と連携を図りながらPDCAサイクルが効率的に機能する体制を構築している。

本学における内部質保証システム (PDCA サイクル) は図 2-3-1 に示すとおりである。

図 2-3-1 内部質保証システム (PDCA サイクル)



本学の卒業 (修了) 認定・学位授与の方針 (DP)、教育課程編成・実施の方針 (CP)、入学者受け入れの方針 (AP) は、大学、学部、学科の理念・目的に基づき、平成 23 (2011) 年 4 月に策定した。平成 26 (2014) 年度には、第 2 次中期計画に基づき、事業計画アクションプランにおいて教育課程の体系化が俯瞰できるカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリング作成の前段として整備し、平成 27 (2015) 年度には各学科等の卒業 (修了) 認定・学位授与の方針 (DP) を改編した。平成 28 (2016) 年度には、各学部・学科の卒業 (修了) 認定・学位授与の方針 (DP) をはじめ、教育課程編成・実施の方針 (CP) および入学者受け入れの方針 (AP) について、有機的な繋がりを持つように一体的に見直し、現在も常に検証と見直しを継続して実施している。

また、研究業績の蓄積を推進するため、平成 27 (2015) 年度から、全教員に授業担当科目と関連させた研究計画書、研究実績報告書の提出を義務付け、学部教育運営委員会で審議する体制を構築した。毎年度 5 月に開催される学部教育運営委員会において、学部教員の研究計画および研究実績報告書の点検・評価を行っているが、研究実績報告書については、令和 4 (2022) 年度から「授業改善報告書」「授業参観報告書」「研究実績報告書」を発展的に統合し、教員自身が教育活動、教育業績、および研究業績を自己省察したうえで記録する個人点検・評価報告書(ティーチング・ポートフォリオ)に集約した。

**【資料 2-3-5】**

平成 28 (2016) 年度の大学機関別認証評価受審の結果において参考意見であった経済学部経済・経営学科(入学定員 400 人)における収容定員未充足について、令和元(2019)年度に経済学部は地域創造学科(入学定員 100 人)を増設し、経済・経営学科の入学定員を 300 人とした。**【資料 2-3-6】**

さらに、令和 3 (2021) 年度から、経済学部において経済・経営学科の入学定員を 350 人、地域創造学科の入学定員を 80 人とするため、令和 2 (2020) 年 6 月に学則変更認可申請を行い認可された。この入学定員の下、実施した令和 3 (2021) 年度入試では、経済・経営学科および地域創造学科の両学科とも入学定員を上回る入学者を得た。**【資料 2-3-7】**

令和 4 (2022) 年度の大学機関別認証評価受審の結果において参考意見であった大学院経済・経営学研究科(入学定員 5 人)における収容定員超過については、令和 5 (2023) 年度 14 人の入学者に対して、令和 6 (2024) 年度の入学者を 6 人とし改善を図った。令和 7 (2025) 年度における同研究科の入学者については 5 人となり、定員人数に収まっている。**【資料 2-3-8】**

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿った各部署の自己点検・評価結果を集約し、自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会に続き評議会で審議した後、教職員による意見聴取を経て、あらためて評議会で審議し確定している。確定後の自己点検評価書は、本学ホームページにおいて公表するとともに、授業改善や各種自己改革に役立っている。

このように、内部質保証のための①「推進施策の策定」から、②「施策に対する自己点検・評価の実施と推進状況の検証」、③「検証結果についての委員会や評議会等での審議」、④「検証結果を受けた改善・向上のための計画の策定と実行」の一連の手続きについては、学部・学科等の部局が役割分担により責任体制を明確にし、組織的に PDCA サイクルを回すよう取り組んでいる(図 2-3-1)。

自己点検・評価結果については、自己点検の結果ならびに本学における教育・研究などの状況について、本学ホームページにおいて公開している。この自己点検・評価結果の公開は、広く学生や保護者、学外関係者等からの意見を聴取する機会となっている。

**【資料 2-3-9】**

**【エビデンス集・資料編】**

**【資料 2-3-5】** 個人点検・評価報告書(ティーチング・ポートフォリオ) [様式]

**【資料 2-3-3】** と同じ

**【資料 2-3-6】** 令和元年度福原学園ファクトブック

- 【資料 2-3-7】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2（令和 3 年度）
- 【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2（令和 7 年度）
- 【資料 2-3-9】大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒自己点検評価活動  
⇒自己点検評価書 【資料 2-2-4】と同じ

## 【基準 2 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育研究の改善・向上に反映させるため、専任教員には個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の作成を求めている。この報告書は、教員が自らの教育研究活動における理念や責務を明確化し、具体的な取組を記録して振り返ることを目的としている。

定員管理については、令和 4（2022）年度の大学機関別認証評価受審の結果において参考意見であった大学院経済・経営学研究科（入学定員 5 人）における収容定員超過が、令和 5（2023）年度 14 人の入学者に対して、令和 6（2024）年度 6 人、令和 7（2025）年度 5 人の入学者となったことにより、受審時からの改善の成果が出ている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、平成 28（2016）年度に関連規程を制定し、「九州共立大学教育懇談会」を設置した。本懇談会においては、外部の有識者を招へいし、本学の教育運営に関する取組について広く外部の意見を聴いており、特に、3 つのポリシーを踏まえた入学者選抜や学修成果に係る取組について継続的に意見聴取し、これら取組への意見の反映を図っている。

今後の課題としては、より多くの外部有識者による意見の活用を図るため、自己点検・評価における評価基準全般を対象とした外部有識者への意見聴取が望まれている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学外関係者より意見聴取の機会の拡充を図るため、自己点検・評価の一環として、外部評価制度の導入に向けて、関連規程の制定等を検討する。

## 基準 3. 学生

### 3-1. 学生の受入れ

#### ① アドミッション・ポリシーの策定と周知

#### ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、経済学部とスポーツ学部の人材養成の方針および教育研究上の目的等を設定しており、これらの方針を踏まえ、「卒業認定・学位授与の方針(DP)」「教育課程編成・実施の方針(CP)」「入学者受け入れの方針(AP)」(以下、「3つの方針(DP・CP・AP)」という。)を策定している。

また、平成28(2016)年度以降は、毎年度、部長以上の役職者と事務局長、学外有識者4人および「九州共立大学教育懇談会要項」第3条第2項に基づく委員4人から構成する教育懇談会において意見を徴し、3つの方針(DP・CP・AP)の妥当性について検証を行うとともに、評議会において点検・評価を行っている。

3つの方針(DP・CP・AP)のうち、入学者受け入れの方針(AP)については、大学、学科・研究科毎に策定し、本学のホームページ、大学案内、募集要項、大学ポートレート(私学版)に明記している。特に、大学案内は、本学で実施のオープンキャンパス、進学相談会、出前講義大学見学会および大学説明会、高校訪問においても高校生、保護者、高校教員等に配付し、大学案内を通じて入学者受け入れの方針(AP)を広く周知している。5年間の取組状況は以下のとおりである。【資料3-1-1~6】

本学は、5月、6月、7月、8月、9月、3月および大学祭の時期にオープンキャンパスを開催している。5月の開催については、令和5(2023)年度から、受験生の志望校決定時期の早期化に合わせ、学部未定の受験生が、適切に学部を選択できるよう設定した。オープンキャンパスの参加者数は、表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 「オープンキャンパス」参加者数推移表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	396	750	901	1,245	1,307
保護者数	293	287	449	756	632
合計	689	1,037	1,350	2,001	1,939

本学は、高校内ガイダンスおよび進学相談会を重要な広報活動と位置付けている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高校内ガイダンスおよび進学説明会を延期または中止した高校が多く、高校および生徒の参加が減少したものの、令和3(2021)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同等の参加数となった。高校内ガイダンスおよび進学相談会の参加状況は、表3-1-2および表3-1-3のとおりである。

表3-1-2 「高校内ガイダンス」参加状況推移表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高校数	114	125	137	151	195
生徒数	1,798	2,269	2,187	2,377	2,803

表 3-1-3 「進学相談会」参加状況推移表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数	81	74	122	113	95
生徒数	919	563	1,099	1,191	1,156

本学は、教員が高校へ直接出向いて行う出前授業を積極的に実施している。令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高校における出前授業の実施校数が減少したものの、令和4(2022)年度以降は、積極的に広報活動等を実施したことから、出前授業の実施校数は増加した。出前授業の実施状況は、表3-1-4のとおりである。

表 3-1-4 「出前授業」実施状況推移表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高校数	43	39	62	97	81

本学は、高校生を主対象とした大学見学会を実施している。大学見学会は、高校または生徒個人からの申し込みを受け付けている。令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高校からの申し込みが減少したものの、令和4(2022)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同等の申込数となった。大学見学会の受入れ人数は、表3-1-5のとおりである。

表 3-1-5 「大学見学」受入れ数推移表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高校数	1	4	11	9	13
生徒数 (保護者含む)	13	78	356	354	553

本学は、令和元(2019)年度まで、本学(北九州市)、福岡市、鹿児島市の3会場において高校教員を対象とした大学説明会を開催していたが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会場を本学(北九州市)のみとした。令和3(2021)年度および令和4(2022)年度は、すべての3会場で開催した。

令和5(2023)年度は上記の3会場に加え、熊本市においても開催した。また、令和6(2024)年度には大分市を加え、5会場で開催した。令和2(2020)年度以降は、本学園の設置大学である九州女子大学・九州女子短期大学と共催している。大学説明会の出席高校数および出席教員数は、表3-1-6のとおりである。

表 3-1-6 「大学説明会」出席高校数および出席教員数推移表

会場	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	出席者	高校数	出席者	高校数	出席者	出席者	出席者	高校数	出席者	高校数
福岡	—	—	16	16	17	16	11	11	21	21
北九州	34	32	36	36	37	34	33	33	38	38
鹿児島	—	—	8	8	8	8	12	12	16	15
熊本	—	—	—	—	—	—	6	6	4	4
大分	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12
合計	34	32	60	60	62	58	62	62	91	90

また、本学は、九州各県、沖縄県および山口県において高校訪問を実施している。福岡県は事務職員と大学教員が、佐賀県、長崎県、山口県は入試広報課の事務職員が、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県は当該県に配置している高校訪問の専従職員が高校訪問を実施している。高校訪問では、最新の大学案内納品後には訪問の際に、各高校に大学案内を配付し、大学案内の配付を通じて、入学者受け入れの方針(AP)を広く周知している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】2025 年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 3-1-2】2024 年度募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 3-1-3】大学ホームページ 入試情報

【資料 3-1-4】大学ポートレート（私学版）九州共立大学 本学の特色

【資料 3-1-5】令和6年度九州共立大学【経済学部・経済・経営学研究科】3つの方針  
(DP・CP・AP) 一覧表 【資料 F-14】と同じ

【資料 3-1-6】令和6年度九州共立大学【スポーツ学部・スポーツ学研究科】3つの方針  
(DP・CP・AP) 一覧表 【資料 F-14】と同じ

### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

本学は、高大接続改革として、高校と大学の学びを接続することが求められていることから、学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・協働性を持って多様な人々と学ぶ態度）を身に付けた高校生を選抜するため、入学者受け入れの方針(AP)に基づいて入試制度改革を実施している。

本学の入学者選抜は、「九州共立大学入学者選抜規程」に基づき、本学の入学試験委員会において公平、公正かつ適切に実施している。本学は、多様な能力を持った学生を確保することを目的として、総合型選抜、学校推薦型選抜（一般推薦Ⅰ期・Ⅱ期、系列校推薦、指定校推薦Ⅰ期・Ⅱ期）（以下、「学校推薦型選抜」という。）、一般選抜（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期、K-CIP 特待生選抜、学力特待生選抜）（以下、「一般選抜」という。）、大学入学共通テスト併用選抜、大学共通テスト利用選抜、特別選抜（社会人選抜、外国人留学生選抜）（以下、「特別選抜」という。）、学士選抜および編入学選抜を設定している。

総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜、学士選抜および編入学選抜では、面接試験を課しており、面接試験では、各学部の入学者受け入れの方針(AP)に基づき、それぞれの入

学者選抜で受験生の適性、特技、学習意欲および入学の目的等を適切に評価している。

総合型選抜では、多様な能力を持った学生を確保するため、レポート方式（作文、課題レポートとグループディスカッションによる選抜）と実技方式（実技試験とグループディスカッションによる選抜）の2種の入学者選抜方式を実施している。経済学部地域創造学科では、令和5（2023）年度入学試験よりプレゼンテーション方式（プレゼンテーション試験と面接試験、調査書による選抜）を新たに導入した。学校推薦型選抜では、スポーツ推薦方式（面接試験、実技試験および調査書による選抜）と、学力方式（基礎学力試験、面接試験および調査書による選抜）の2種の入学者選抜方式を実施している。

本学は、令和6（2024）年度の入学試験から作文試験を導入し、受験生の就学意欲等を測り、入学後の修学支援に活用している。あわせて、経済学部では、日本商工会議所簿記検定2級以上または全国商業高等学校協会簿記実務検定1級の資格を取得している受験生が、一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期を受験して合格した際に、入学金が全額免除となる「資格保有者優遇制度」を導入している。【資料3-1-7～11】

大学院においても、学部の入学者選抜と同様に入学者受け入れの方針(AP)に基づいた入学者選抜方式を設定し、志願者を適切に評価している。【資料2-1-12～15】

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜、学士選抜および編入学選抜の入試問題の作成については、「九州共立大学入学者選抜規程」に基づき、本学の入学試験委員会の下に入学試験問題委員会を設置のうえ実施している。出題担当者は、入学者選抜で課している学力試験、グループディスカッション、小論文、レポート課題、面接試験のすべてについて、試験問題を科目別に作成している。

なお、一般選抜の学力試験問題は、本学と本学園の設置大学である九州女子大学・九州女子短期大学が共通の入学試験問題を用いているため、出題担当者の負担軽減の観点から、令和3（2021）年度の一般選抜Ⅱ期から九州女子大学・九州女子短期大学と共同して作成している。グループディスカッション、小論文、レポート課題および面接試験の入学試験問題については、各学部・学科の入学者受け入れの方針(AP)に基づき、本学の入学試験問題委員会が作成している。入学試験問題委員会では、入学試験問題の作成のほか、入学試験問題の校正、採点および入学試験成績の報告も行っている。【資料3-1-16】

本学は、毎年度、入学試験概要、入学者選抜の種類、出願・受験上の注意等に関する情報を記載の募集要項を作成し、受験生に広く周知している。本学は、「障害者基本法」ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令に基づき、適切な支援を行っており、上述の募集要項には、身体の機能に障害や疾病のある者が受験を希望した場合の申し込み方法についても記載している。身体の機能に障害のある者が本学の受験を希望する際には、「障害のある受験生受入に関する手順について」を定めており、その手順については本学のホームページに公表している。

検証については、IR推進委員会が令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の入学生の初年度習得単位数およびGPAと入試区分の関係に係る定量的な分析を行い、その分析を用いて入学者選抜の妥当性および今後の対応策等について検討した。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-7】2024年度募集要項

【資料F-4】と同じ

【資料3-1-8】2024年度特別選抜社会人募集要項

【資料F-4】と同じ

- 【資料 3-1-9】 2024 年度外国人留学生入学者選抜募集要項 【資料 F-4】 と同じ  
 【資料 3-1-10】 2024 年度学士入学者選抜募集要項 【資料 F-4】 と同じ  
 【資料 3-1-11】 2024 年度編入学者選抜募集要項 【資料 F-4】 と同じ  
 【資料 3-1-12】 九州共立大学大学院募集要項 経済・経営学研究科 【資料 F-4】 と同じ  
 【資料 3-1-13】 九州共立大学大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻リーフレット  
 【資料 3-1-14】 九州共立大学大学院募集要項 スポーツ学研究科 【資料 F-4】 と同じ  
 【資料 3-1-15】 九州共立大学大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻リーフレット  
 【資料 3-1-16】 九州共立大学入学者選抜規程 【資料 F-10】 と同じ

### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

経済学部とスポーツ学部の入学定員充足率は、令和 5（2023）年度まで 100%を超えていたが、令和 6（2024）年度は、経済学部地域創造学科の入学定員充足率が 70%未満であったことから、経済学部の入学定員充足率が、100%を下回った。スポーツ学部においては、令和 6（2024）年 4 月に、小学校教員養成を主とするこどもスポーツ教育学科を新設し、開設年度のスポーツ学部こどもスポーツ教育学科の入学定員充足率は 82%であった。大学全体の入学定員充足率は、令和 6（2024）年度まで 100%を超え、入学者を確保することができているが、受験生の志願動向と本学の志願者および入学者の実績状況に鑑み、令和 7（2025）年度入試において入学定員を見直した結果、令和 7（2025）年度は入学定員充足率が 1.12 倍に上昇した。本学の入学者数および入学定員充足率は、表 3-1-7 のとおりである。

表 3-1-7 入学者数および入学定員充足率推移表

学 部	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経済	入学定員	430	430	430	410	380
	入学者数	458	449	473	391	406
	入学定員充足率	1.07	1.04	1.10	0.95	1.07
スポーツ	入学定員	250	250	250	270	300
	入学者数	301	284	289	332	354
	入学定員充足率	1.20	1.14	1.14	1.23	1.18
合計	入学定員	680	680	680	680	680
	入学者数	759	733	762	723	760
	入学定員充足率	1.12	1.08	1.12	1.06	1.12

本学は、平成 30（2018）年度に大学院スポーツ学研究科を設置し、令和 4（2022）年度に経済・経営学研究科を設置した。令和 3（2021）年以降、経済・経営学研究科とスポーツ学研究科ともに収容定員を満たしている。本学の大学院の収容定員および在籍者数は、表 3-1-8 のとおりである。

表 3-1-8 「大学院」 収容定員および在籍者数推移表

研究科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経済・経営学	収容定員	—	5	10	10	10
	在籍者数	—	13	27	19	11
スポーツ学	収容定員	10	10	10	10	10
	在籍者数	11	11	13	18	12

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### (1) 学修支援に関する方針

本学は、学生の学力の向上と学生一人一人に寄り添った組織的な学修支援を実施することを基本方針とし、学習支援センター・キャリア支援課、教務課と教員が協働して計画・実施体制を整備・運営している。【資料 3-2-1～2】

##### (2) 学修支援に関する計画

上述の基本方針に基づき、以下のとおり計画し実施している。

##### (ア) オフィスアワー（授業理解支援を含む）

授業期間中、週1回、昼休みを含む1時間半を専任教員の研究室にアポイントメントなしで訪問できるオフィスアワーとして定め、授業理解支援、学生生活上の様々な相談を受け付ける。なお、詳細については、3-2-② (2) 「オフィスアワー制度およびやる気支援の実施」で述べる。

##### (イ) やる気支援

授業期間中（実施内容により夏期・春期休暇を含む場合もある）、資格取得支援および就職支援に繋がる内容を有志の専任教員に企画してもらい、授業時間以外で時間割を組み、学生の学ぶ意欲をサポートしている。なお、詳細については、3-2-② (2) 「オフィスアワー制度およびやる気支援の実施」で述べる。

##### (ウ) 授業出席不良学生の早期把握と個別指導

退学防止策の一環として授業開始後3週目までの出席率を活用し、出席不良学生を特定した上で、担任教員の個別指導に早期に繋ぐことで学生が抱えている問題の把握と解決を図る。

##### (エ) 日本学生支援機構による修学支援新制度対象者（給付奨学生）への学修支援

学業成績の基準による適格認定から外れ給付奨学金が打ち切られ、退学に繋がることがないように、前期・後期3～5週目までの授業出席率、前期・後期終了後の授業出席率・GPA・修得単位数に基づき、問題のある学生を特定し、担当職員により個

別指導を実施する。また、担任教員とも給付奨学生の情報を共有し、適宜指導を行える体制を構築している。

### (3) 学修支援に関する実施体制および運営

本学は、平成 15 (2003) 年 5 月に、学修支援サービスの実施と学習意欲向上を目的とした「学習支援センター」を設置し、全学的な教職協働体制の下、学修支援を組織的に実施している。【資料 3-2-1~2】

#### (ア) 学務情報システム「学生ポータルサイト (UNIPA)」の活用

令和 2 (2020) 年度後期に、学務情報システムとして、ユニバーサル・パスポート (UNIVERSAL PASSPORT、以下、「学生ポータルサイト (UNIPA)」という。)を導入した。この学生ポータルサイト (UNIPA) を導入したことにより、教員は授業記録等の授業支援の機能を一元的に管理することが可能になり、学生はスマートフォンを用いて出欠管理機能を利用できるようになった。

さらに、学生ポータルサイト (UNIPA) は、従来掲示板で確認していたイベント等の情報の閲覧やアンケートへの回答等も可能になったことにより、学生生活全般を支援するツールとして活用している。

加えて、令和 5 (2023) 年度に、学生の成績および出席状況を保護者がリアルタイムで確認できるシステムを導入して教職員および保護者が学生をサポートする体制を整備した。また、令和 6 (2024) 年度から「キャリア基礎演習」科目を開講し、学生ポータルサイト (UNIPA) の学修ポートフォリオを運用するとともに、学生と担任教員とのやり取りを通じた学生個人に寄り添った組織的な学修支援を行っている。

#### (イ) 授業出席不良学生の早期把握と担任教員による個別指導

退学者およびその予備軍の学生が抱える主な問題は、①高校と大学との違い (高大ギャップ)、②経済的な問題、③無目的・不本意入学の 3 つである。本学は、退学防止の観点から、退学予備軍の学生が抱える問題を解決するため、就学支援の担当事務職員および担任教員が連携して履修未登録者へ連絡して指導を行っている。あわせて、修学支援担当事務職員が、全学生の週間出席率および第 3 週目と 7 週目時点の出席率 50%未満の学生情報を担任教員に提供し出席不良者を早期に特定した上で個別指導を実施している。

#### (ウ) 「就学支援の骨子」の策定

平成 29 (2017) 年度に、学習支援センター運営委員会において退学予備軍の学生に対応するための行動指標「就学支援の骨子」を定めた。この「就学支援の骨子」は、キャリア支援課の事務職員および課外活動指導者 (外部指導者を含む) 等に共有し、修学支援の推進に努めている。令和 3 (2021) 年度には、日本学生支援機構による修学支援新制度対象者が、学業成績の基準に基づく適格認定の対象者から外れることを防ぐため、「就学支援の骨子」の改正を図った。【資料 3-2-2】

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】九州共立大学学習支援センター規程 【資料 F-10】と同じ

【資料 3-2-2】就学支援の骨子

### 3-2-② TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) TAの活用

令和3(2021)年度までは、教員の教育研究活動を直接支援するためのTA等の制度は設けていなかった。その後、教務委員会における検討を経て、「九州共立大学スポーツ学部ティーチング・アシスタント制度の運用要項」を制定し、令和4(2022)年度からTA制度を導入した。TA制度の導入および運営にあたっては、授業補助を適切に行うため、TAに求められる資質・能力および授業における役割分担、業務内容等を明確化したマニュアル「ティーチング・アシスタントハンドブック」を作成・配付し、これに基づいてTAへの指導を行っている。【資料3-2-3】

#### (2) オフィスアワー制度およびやる気支援の実施

##### (ア) オフィスアワー

専任教員は、各学期週1回(全15回)のオフィスアワーを設定し、学生生活および授業等に関する相談に対応している。オフィスアワーは、学生が来室しやすい90分間(11時30分から13時まで、または12時30分から14時まで)とし、学生ポータルサイト(UNIPA)および大学ホームページ、学内掲示板、研究室ドアへの掲示等、学生に広く周知している。また、非常勤講師も専任教員と同様に、本学のホームページおよび学内掲示板に掲示して、授業終了前後に学生からの相談等に対応している。【資料3-2-4】

##### (イ) やる気支援(資格取得支援、就職支援等)

本学は、資格取得支援および就職支援としてやる気支援を実施している。このやる気支援は、有志の専任教員と学習支援センターの事務職員との連携により、授業時間以外の学生の学修意欲の向上に対するサポート体制として構築している。また、やる気支援には、本学の約半数の専任教員(専任教員85人中、前期44人、後期45人)が参画しており、資格取得、教員採用試験等の就職試験に向けた学生のやる気・知識・技能を向上させる内容等で実施している。やる気支援の内容は、令和元(2019)年度以降、やる気支援(免許・資格・進路)およびやる気支援(その他)」の2つに区分し、前述のやる気支援(免許・資格・進路)の内容を充実させることを学習支援センターの運営方針として掲げ、教員に周知した。やる気支援(免許・資格・進路)の内容を充実したことにより、受講者数は、やる気支援を受講する学生の9割以上を占めた。【資料3-2-5】

また、学修支援状況は、「オフィスアワー記録書」「やる気支援記録書」において報告し、学習支援センターが管理している。これらの記録書では、実施内容および受講する学生の状況を把握することが可能であり、これらの記録書を学修支援の利用促進に役立てている。【資料3-2-6】

学修支援(オフィスアワーおよびやる気支援を含む。)の延べ受講者数は、表3-2-1のとおりである。

表 3-2-1 学修支援（オフィスアワーおよびやる気支援）の延べ受講学生数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講学生数	13,730	20,156	13,164	9,132	8,690

**(ウ) 障がいのある学生への配慮**

## ① 受験の配慮

本学は、配慮を必要とする受験生の申し出に対して、要項に基づき、九州共立大学障害学生受入検討委員会において、受験生各人への対応を検討している。本委員会ならびに評議会での検討・審議を通じて、受験生の筆記試験や面接など、受験時の環境について整備している。

## ② 入学後の支援

本学は、障がいのある学生の入学後の支援として、難聴の学生からの申し出に対し、授業中の教員の発話内容を聞き取りやすくするため、收音機の利用を認めるなどの個人別配慮を実施した事例がある。

また、スポーツの部活動等の負傷により、車椅子や松葉杖を使用する学生が円滑に大学生活を送れるよう、校舎エントランスの車椅子スロープおよび多目的トイレを全館において完備している。さらに、障がい者対応エレベータの設置については、1棟のみ未整備となっているため、令和7（2025）年度中の完成を目指して設置工事を進める計画としている。

**(エ) 中途退学、休学及び留年などへの対応**

中途退学等への対策については、担任教員と学習支援センター・キャリア支援課の事務職員が情報の共有を強化することにより、退学予備軍の学生に対する取組を継続して修学支援の推進を図っている。また、出席状況が良くない学生を早期に把握し、担任教員が面談指導を行う中で欠席の理由や原因の掘り起こしとその対応策を関係職員と協力・連携して講じることにより退学防止に繋げている。

本学における過去5年間の退学率の推移は、表 3-2-2 のとおりである。

表 3-2-2 退学率推移表（過去5年間・全学・除籍者除く・5月1日現在在籍者数比）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
退学者数	96	79	94	87	117
在籍者数	2,804	2,943	3,000	3,006	2,969
退学率	3.42%	2.68%	3.13%	2.89%	3.94%

上表のとおり退学率は、令和5年度まで2%台後半から3%台前半で推移していたが、令和6（2023）年度には3.94%と上昇した。退学理由は、「修学意欲の低下」「経済的困窮」「心身衰弱」「その他」が増加しており、目的意識の希薄な入学者や潜在的なメンタル不調を抱える新入生の増加が背景にあると考えられる。「その他」には、進路変更など大学側の指導が及ばない要因も含まれており、対応の難しさが数字に表れている。【資料 3-2-7】

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-2-3】九州共立大学スポーツ学部ティーチング・アシスタント制度の運用要  
項、およびティーチング・アシスタントハンドブック（2024 年度版）

【資料 3-2-4】オフィスアワー時間割

【資料 3-2-5】やる気支援時間割

【資料 3-2-6】「オフィスアワー記録書」「やる気支援記録書」

【資料 3-2-7】退学理由一覧（令和 5 年度と令和 6 年度の比較）

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、キャリア教育および教養教育科目の実施体制を整備するため、平成 22 (2010) 年度に総合教養教育センターを共通教育センターに改組し、総合共通科目と専門教育科目を系統的かつ総合的に学ぶ教育課程を編成した。この編成では、「社会で活躍するために必要な力＝就業力」の養成を図り、学生の社会的・職業的な自立の実現を目指している。

また、学生の就業力を養成するため、全学部を対象にキャリア教育、情報教育、インターンシップ、言語・異文化理解などに関する科目を総合共通科目として配置することにより、より実践的な学びの機会を提供している。

さらに、令和 6 (2024) 年度からは、キャリア教育科目の見直しを行い、「キャリアデザイン領域」の内容を改編した。具体的には、学修ポートフォリオを活用し、学生と担当教員との継続的な対話を通じて、学生一人ひとりに寄り添った組織的な修学支援を行うことを目的とした「キャリア基礎演習Ⅰ～Ⅲ」を新設し、キャリア教育の充実を図った。

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

学生の就業意識を高揚させ、一体感を醸成する観点から、「キャリアデザインⅡ」の授業において、学内業界研究セミナーを実施し、528 人の学生が参加した。また、会社説明会を希望する学生に対して、セミナールームで個別の会社説明会も実施している。令和 6 (2024) 年度は、69 社の企業の説明会を実施し、延べ 144 人の学生が参加した。学外での合同セミナーにおいては、大学側がバスを準備して、延べ 112 人の学生を引率し、企業との接触機会を増やした。

就業力を育成する施策の一つとして、インターンシップ（企業研修）への参加についても注力している。本学は、インターンシップを正課の科目として設置し、学生の自己開拓を含め、九州インターンシップ推進協議会、北九州商工会議所等の公的団体、教職員が紹介する企業等と連携のうえ、受入企業と学生を結び付けている。令和 6 (2024) 年度にインターンシップを受講した学生の数は 33 人（単位認定 33 人を含む）であった。

### 3-4. 学生サービス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下の支援を行っている。

##### (1) 学生生活の安定のための支援組織

本学では、学生生活に関する支援・サービスを行う組織として学生支援部を設置し、その下に事務組織としてキャリア支援課を設置している。学生の生活指導・福利厚生に関する事項については、学生支援部長を委員長とする学生支援委員会で審議され、必要に応じて教育運営委員会で意見聴取のうえ、評議会で決定する、全学的な支援体制を構築している。

また、学生の健康面・心理面を支援する組織として福原学園保健センターを、さらに留学生の生活面を支援する組織として、理事長・副理事長の直轄組織である経営企画本部に国際交流・留学生支援室を設置している。これらの組織は、学生支援部と連携しながら本学の学生生活全般について支援を行っている。

##### (2) 厚生補導施設における支援

###### (ア) 学生寮

令和 7 (2025) 年 5 月現在では、福秀寮は 133 人の学生が入寮している。福秀寮は、130 人近い学生が入寮しているため、寮生の中から寮長 1 人を選出し寮監を補佐している。寮長に選出された学生は、月額寮費を半額免除としている。2 人部屋の寮生は、月額寮費 9,700 円、共益費 9,600 円および食費(1 日 2 食で 1,100 円)のみの負担で学生生活を送ることができている。

###### (イ) 学生食堂

平成 22 (2010) 年度、自由ヶ丘会館 1 階に設置していた学生食堂を改修し、新たに学生食堂を設置した。食堂の名称は、学生への公募によって「共立キッチン」に決定した。「共立キッチン」の一部のメニューについては、本学後援会の支援で提供価格の一部を負担してもらっている。令和元 (2019) 年度には、自由ヶ丘会館 2 階に設置していた学生食堂を改修して、「クローバーカフェ」を開設した。「クローバーカフェ」には、壁に特殊塗装が施されているため、テレビ・プロジェクターの映像を見ることができるコーナーもある。また、「クローバーカフェ」において、令和 7 (2025) 年 5 月にラーメン部の学生が、「共立ラーメン」をオープンさせ、実践的な企業や組織の運営を学ぶ場として活動をしている。

###### (ウ) 女子学生専用ルーム

平成 26 (2014) 年度に、将来を見据え女子学生の志願者および入学者の増加を目指す取組の一環として、女子学生専用ルーム「さくらルーム」を、女子学生に特化したサービスを提供する場として、自由ヶ丘会館 3 階に設置した。「さくらルーム」は、勉強や読書などで利用できるほか、化粧直しや着替えができるパウダールーム

も完備している。

### (3) 健康・心理的支援

福原学園保健センターでは、学生生活の安定のための支援の一環として、入学時に新入生全員が提出した「健康状況調査票」をもとに、既往症、感染症、身体障害の有無などについて調査を行っている。これは、健康上の問題をかかえる学生（障がい者含む）が、大学入学後、適切な支援を受けることができるように学生の健康状態を把握するための調査で、学生の健康と生活支援に役立てることを目的としている。また、学校保健安全法に基づく定期健康診断については、健康診断を実施している医療法人と十分連携し、感染防止に配慮したうえで4月に全学生を対象として実施している。

心的支援については、カウンセリング室を設置し、学生の心身の状況に合わせて臨床心理士によるカウンセリングを実施している。カウンセリングは原則予約制であるが、学生の心の不安定さから出現する身体症状を早期に見出し、随時カウンセリングが実施できる体制を整えている。また、中国人留学生にもカウンセリングが利用できるように中国語での掲示を行い、誰もがカウンセリングを利用できるようにしている。

なお、健康相談・心的支援のどちらも必要に応じて、学生の許可を得たうえで、担任教員・学内事務局担当職員および保護者、医療機関等と連携を取りながら情報共有を行う場合もある。

### (4) 学内奨学金制度

#### (ア) 本学独自の奨学金

平成20（2008）年度から、「頑張る学生を応援する奨学制度」として、大学独自の奨学制度の運用を開始している。この制度については、令和2（2020）年4月から国の修学支援新制度が始まったことを受け、経済的困窮者を対象とした「育英奨学金」部門を令和2（2020）年4月に廃止したため、現在は、学力が優秀で学友会活動等に積極的に参加する学生を対象とした「優秀奨学金」、スポーツ・文化活動・社会貢献のいずれかで実績を残した学生を対象とした「奨励奨学金」、の2部門から構成される。応募は公募制を採り、授業料の半額を給付する制度である。令和6（2024）年度は、計6人の学生を採用した。

また、平成28（2016）年度からは、家計支持者の失職や死亡等、家計急変者に対する支援制度として、「福原弘之奨学生制度」が新設され、令和6（2024）年度は、1人の学生が採用された。【資料3-4-1】

さらに、令和5（2023）年度には、大規模災害により主たる家計維持者が死亡等、家計急変者に対する支援制度として「福原学園設置大学 大規模災害にかかる特別措置奨学金」を新設した。

上述のとおり本学独自の奨学金制度は、当初からすべて給付型を堅持している。経済支援型のみならず多様な内容の奨学金制度を設置することで、修学や課外活動における意欲向上に有効に機能している。

#### (イ) 本学独自の貸与制度

経済的困窮者を対象とし、卒業年次の学納金に対する貸与制度を設けている。この制度は、品行方正、学力優秀で就学中に学納金支弁の途を失った学生の中から、卒業後の就職先が決定した者を対象に貸与を行うもので、最終段階での安全網とし

て有効な役割を果たしている。【資料 3-4-2】

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】九州共立大学奨学金運用要項 【資料 F-10】と同じ

【資料 3-4-2】2025 年度キャンパスライフ

## 3-5. 学修環境の整備

### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

### ②図書館の有効活用

### ③施設・設備の安全性・利便性

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学キャンパスの校地面積は 17 万 5,847 m<sup>2</sup>、校舎面積は 36,427 m<sup>2</sup>であり、校地、校舎ともに大学設置基準を満たしている。敷地面積の詳細や各建物の名称、種別、建設年度、構造および面積等は【資料 3-5-1～2】のとおりである。

施設・設備の管理運営について、本学の総務課管財係が、業務委託契約を締結している会社の担当者と連絡・調整を行い、学内の施設設備全般を維持管理している。清掃業務については、一括して業務委託契約を締結しているビル管理会社から派遣される管理人および清掃員が、建屋内の清掃・営繕、建屋周辺の環境整備（植栽や芝生の維持管理を含む）を実施している。

消防設備やエレベーター等の法定点検については、建築基準法や消防法に定められた点検回数を満たす年間計画を策定し、この計画に基づいて点検を実施している。また、警備については、業務委託契約を締結している警備会社の警備員が出入口（正門と東通用門の 2ヶ所）に設置している守衛所に常駐しており、定期的な学内巡回、建物の施錠・開錠、不審者等の侵入防止に努めている。

本学園では、学園全体の経営に係る理事長の諮問機関である福原学園経営戦略会議の下に福原学園教育研究環境整備委員会（以下、「整備委員会」と記す。）を設置している。整備委員会では、施設の老朽化に伴う建て替えや耐震化等について整備計画を立案・検討している。

また、本学では、整備委員会の下に福原学園教育研究環境整備委員会九州共立大学部会（以下、「部会」と記す。）を設置している。部会では、整備委員会からの諮問事項等について協議し、整備委員会および本学の教員および事務職員との連絡調整を行うとともに、整備委員会に上程することを前提として大学独自の将来計画の策定についても協議している。

この整備委員会および部会は、第 3 次中期経営計画の計画期間（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）を対象とする第 3 次福原学園教育研究施設設備整備計画を策定した。この整備計画では、照明設備の LED 化等の整備を計画し、令和 5（2023）年度までに完了した。【資料 3-5-3】

令和 5 (2023) 年度には、学生の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するため、施設設備の維持および整備を進めることを基本方針として、第 4 次中期経営計画の計画期間 (令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度) を対象とする第 4 次福原学園教育研究施設設備整備計画を策定した。この整備計画では、鶴鳴記念館および学思館の改修工事、深耕館のエレベーター改修工事、耕技館の空調設備設置工事、キャンパスロード東側の整備工事、陸上競技場の第 3 種公認を継続するための備品購入、スポーツ A 館および B 館の空調改修工事、プール棟の外壁改修工事、サッカー場・ラグビー場の人工芝張替工事を計画している。【資料 3-5-4】

学術情報センターでは、教育および研究のための情報インフラの整備を行ってきた。本学のネットワークは、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク (SINET) を利用した高速回線にて運用しており、令和元 (2019) 年度から学内ネットワークおよび外部との接続方法を再構築し、超高速回線 (10Gbps) での接続を実現している。

授業あるいは学生の自学自習のためのパソコン教室は、2 教室 110 台を提供している。常時学生が利用可能なオープンルームは 30 台、主に講義で利用し空き時間は学生が利用できる教室が、1 教室で 80 台配置している。加えて、平日は夜間使用を希望する学生のため、20 時 30 分まで開放している。また、ソフトウェアについては、ワード、エクセルを中心としたマイクロソフトオフィス製品、画像や映像、さらには PDF (Postdoctoral Fellow) ソフトなどのソフトウェアが利用できるようになっており、学生の自学自習に貢献している。

学術情報センター内に研究員 5 人を配置し ICT (情報通信技術) を活用した教育基盤の充実をはかり、令和元 (2019) 年度から無線 LAN アクセスポイントの設置などの整備を進めている。現在は、学内の主な建物の教室や廊下等に無線 LAN アクセスポイントを設置し、運用している。BYOD (Bring Your Own Device) 導入に向けて、令和 5 (2023) 年 4 月から Microsoft 365 を採用し、学生および教職員が学内外で利用できるようにしている。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 令和 6 年度福原学園ファクトブック (施設・設備)

【資料 2-2-3】 と同じ

【資料 3-5-2】 2024 年度学生便覧 (九州共立大学学舎配置図) 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-5-3】 第 3 次福原学園教育研究施設設備整備計画 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-5-4】 第 4 次福原学園教育研究施設設備整備計画 【資料 F-9】 と同じ

### 3-5-② 図書館の有効活用

本学附属図書館は、キャンパス中央に位置し、フロア面積 4,933.31 m<sup>2</sup> の建物である。経済学部、スポーツ学部の分野を中心とした資料を収集しており、令和 6 (2024) 年度の蔵書数としては、図書 24 万 9,902 冊 (うち洋書 52,388 冊)、視聴覚資料 2,450 点、雑誌 1,950 種 (うち洋雑誌 1,110 種) を所蔵し、電子ジャーナルのタイトル数は 18 種 (うち国外 18 種) である。

資料の収集について、学部選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、教職員および非常勤教員リクエスト図書に加えて、学生が取得を目指す免許・資格に対応した問題集や参考書も収集している。

図書館の資料を有効に活用するため、館内に蔵書検索(OPAC)用パソコンを3台設置しており、卒業論文やレポートを作成する際に書籍や論文を検索できるようにしている。

また、教員および図書館職員が連携して蔵書検索(OPAC)を活用した情報収集の方法について周知に取り組んでいる。

図書館の開館は、授業期間中の平日は9時から20時まで、授業期間外の平日は9時から17時まで、土曜日は9時から13時までで、令和6(2024)年度の開館日数は237日、年間利用者数は延べ8,543人であった。

館内設備として、閲覧座席数431席(収容定員の15.7%)のほか、ゼミ室やグループ学習室を設置している。また、図書館内で学内Wi-Fiに接続できるように、複数のアクセスポイントを設置し、学生自身のノートパソコンなどを利用して図書館情報資源へアクセスできる環境を整備している。

図書館間の相互協力は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムを通じて、他大学図書館との間で文献複写や図書の相互貸借を積極的に行っている。令和6(2024)年度の相互協力における文献複写件数は175件(取寄139件、提供36件)、図書の貸借は35冊(借受19冊、貸出16冊)である。相互協力の利用は教員だけでなく学生からの申し込みも受け付けており、学生の卒業研究・修了研究にも利用されている。

図書館を運営主体として機関リポジトリを構築し、紀要など本学の研究成果を公開している。本学機関リポジトリは、オープンアクセスリポジトリ推進協会と国立情報学研究所が共同で運営するJAIRO Cloudで構築しており、令和6(2024)年度までのリポジトリメタデータ登録件数は、461件である。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学は、バリアフリー整備に関して、学舎(学思館を除く)ならびに体育館において車いす用の専用スロープと多目的トイレを完備している。また、平成26(2014)年度に附属図書館の耐震補強工事を行った際には、障がい者対応エレベーターを設置し、障がい者への配慮を念頭に置いた環境整備に取り組んでいる。

さらに、学生意見箱の設置や学生生活実態調査アンケートの実施によって、施設・設備に関する学生の意見を汲み上げる体制を構築し、施設・設備の利便性向上に努めている。

大規模な施設関係事業については、整備委員会において策定した福原学園教育研究施設設備整備計画を含む第2次中期財政計画および第3次中期経営計画に基づいて実施しており、本学では、平成26(2014)年度に附属図書館の耐震補強工事を行い、平成30(2018)年度には、より快適な空間の確保を目指して、図書館の空調工事を実施した。

平成28(2016)年度に日本高等教育評価機構による認証評価実地調査において、学舎の耐震について指摘を受けたことから、令和元(2019)年度を初年度とする第3次中期経営計画における耐震強化を前倒しし、平成29(2017)年度から第一学舎の教室、研究室および西第一学舎の事務局等の移転計画について部会における検討を重ねた。その後、事務局等の移転先として、平成30(2018)年度から深耕館の改修工事を行い、令和元(2019)年8月に事務局機能を移転した。また、耐震の指摘を受けた3棟(第一学舎、第二学舎、西第一学舎)については、令和2(2020)年3月末までに解体が完了した。解体した3棟の跡地を含め、本学構内のインフラ・外構工事を、令和2(2020)年4月から着工し、令和3

(2021)年6月末に完了した。これら一連の工事により、本学の校舎等の耐震化率は、100%となっている。

### **【基準3の自己評価】**

#### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

アドミッション・ポリシーの周知として、ホームページ、大学案内および入学試験要項等に掲載することで、本学の入学者受け入れの方針(AP)を広く周知する取組みを行っている。また、令和5(2023)年度から高校訪問に力を入れ、高校生の進路選択に大きく影響を与える高校教員に対して、本学の入学者受け入れの方針(AP)、本学の求める学生像、本学の学びの特色を訴求している。特に令和6(2024)年度は九州各県、沖縄県、山口県に専従の高校訪問担当者を配置し、離島も含め、延べ2,000校以上の高校訪問を実施した。

学修支援の取組として、本学独自の取組みである「やる気支援」は、資格取得や就職試験対策など、学生の将来を見据えた学修支援として展開されている。授業時間外に実施されるこの支援は、有志の専任教員を学習支援センターが募集・運営しており、学生の主体的な学びを後押しする環境を整えている。令和元(2019)年度以降は、「やる気支援(免許・資格・進路)」と「やる気支援(その他)」に区分し、前者の内容を重点的に充実させた結果、受講者の9割以上が「免許・資格・進路」系の支援を選択するなど、学生ニーズに即した支援が成果を上げている。

また、担当職員が授業開始後3週目および7週目までの出席率を活用し、出席不良学生を早期に特定。担任教員に情報提供を行い速やかに個別指導の実施することで、学生が抱える問題の把握と解決を図る体制を整備し、迅速な対応を実現している。この取組みは、退学防止に向けた実効性の高い支援策として学生の学修継続を支える重要な柱の一つとなっている。

さらに、日本学生支援機構の給付奨学金制度において、適格認定から外れることによる奨学金打ち切り、それに伴う退学を防ぐため、学業成績上の適格認定基準となる出席率・GPA・修得単位数に基づき問題のある学生を特定している。これらの学生は、担当職員が個別指導を行い、担任教員とも情報を共有することで、組織的かつ継続的な支援体制を構築している。

#### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

本学は、様々な能力を持った学生を幅広く受け入れるために、本学の入学者受け入れの方針に基づいた入試制度を設定している。具体的には、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等にそれぞれプレゼンテーション方式や実技方式といった数種類の方式を設定し、受験生が自身の持つ能力を最大限に活かせる選抜を実施している。そのため、本学が設定している入試の種類としては15種類以上あり、それに学部学科が絡むと組み合わせが複雑になっていることから、受験生にとって分かりにくい側面が見受けられる。

給付奨学生への支援体制として、給付奨学生に対する個別支援は、退学防止において重要な役割を果たしているが、対象学生が多子世帯へ拡充したことに伴い、学業成績不振により個別指導が必要な対象者が従来から1.8~2倍に増加しており、担当職員の負

担が増大している。

校舎などの学修環境については、全室空調設備を設置しているが、体育館をはじめスポーツ施設における空調設備の設置が不十分である。近年の温暖化に伴う平均気温の上昇により、高温時の施設内における授業、課外活動に支障をきたしている。

また、経済学部が主として使用する校舎（学思館）については、4階建ではあるがエレベーターを設置しておらず、また、校舎出入り口のスロープも未整備となっており、バリアフリーへの対応ができていない。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の入試制度は、受験生自身が持つ能力を活かせる入試制度を設けているが、そのため入試の種類が多く受験生にとって理解しづらい。入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持していくためにも、受験生が理解しやすく、受験しやすい入試制度にするため、入試制度ごとの受験者数等を検証し、改善する予定である。

給付奨学生の個別支援における担当職員の負担増について、令和6(2024)年度は、給付奨学金が年度内に廃止となる可能性が低い対象者は面談ではなく、電話による個別指導とするなど合理化を図ったが、一部、事後対応となりがちであった。今後は、卒業年までに給付奨学金が廃止となりえない3年生、4年生に対して個別指導を割愛するなど、さらなる合理化を図る。

スポーツ施設における空調設備の設置については、第4次福原学園教育研究施設設備整備計画において、鶴鳴記念館（体育館）および体操場等を有する耕技館への設置を予定している。また、経済学部が主として使用する校舎（学思館）については、令和7(2025)年度において、エレベーターの設置および校舎出入り口のスロープの設置を予定している。

## 基準4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

##### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、大学学則第1条に基づき、建学の精神「自律処行」に則り、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的および応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的としている。この教育目的および大学学則第3条に定める人材養成・教育研究上の目的等を踏まえて、本学では、卒業認定・学位授与の方針(DP)を定め、その実現のため、教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。

平成 30（2018）年度からの第 3 次認証評価制度においては、3 つのポリシー（DP・CP・AP）に基づいた教育改革の PDCA サイクルの実践的な運用が内部質保証として求められた。

また、高大接続改革により、高校で育成された学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・協働性・倫理性を持って多様な人々と学ぶ態度）を踏まえた入試制度改革も必要となった。こうした状況を踏まえ、大学全体の卒業認定・学位授与の方針(DP)を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・倫理性」に下表のとおり区分した。この大学全体の卒業認定・学位授与の方針(DP)を基盤として、各学科は専門分野に応じた卒業認定・学位授与の方針(DP)を定め、大学全体と各学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)に整合性と一貫性を持たせている。【資料 4-1-1】

卒業認定・学位授与の方針(DP)の周知については、「学生便覧」「履修ガイド」「FD ハンドブック」等の学内の刊行物に掲載し、学生および教職員に広く周知するとともに、大学ホームページにおいて学外へも公開している。【資料 4-1-2～5】

### 【全学共通】

表 4-1-1 大学全体の卒業認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	キャリア教育や教養教育等を通じて現代社会を生き抜くために必要となる教養を身に付けている。また、専攻する学問分野における基礎的な知識・技能を修得し、職業人としての基本的な力を兼ね備えている。
思考力・判断力・表現力	本学学修プログラムを経て身に付けた知識・技能に基づき、自らの考えを組み立て、人と向き合えるコミュニケーション能力を身に付けている。また、地域や社会における課題を発見・分析し、他者の意見も踏まえ、解決方法を客観的に考察できる能力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、責任感を持ち合わせた行動ができる態度を身に付けている。また、地域や社会の一員として意識を持ち、他者との協働を通じて物事を達成しようとする協働力を身に付けている。

### 【経済学部】

表 4-1-2 経済・経営学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	学士（経済学）として相応しい教養を身に付け、経済学および経営学 2 領域の学問体系の基礎を理解し、専門知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、知識基盤社会における多様な課題や解決策を見だし、自ら課題を解決する力、論理的に表現できる力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	経済・生産活動の担い手として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域および国際社会の一員として、自ら進んで他者と協働し、社会貢献できる力を身に付けている。

表 4-1-3 地域創造学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	学士（経済学）として相応しい教養を身に付け、経済学・経営学および地域政策・観光に関する学問の基礎を理解し、専門知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、知識基盤社会における多様な課題や解決策を見だし、自

	ら課題を解決する力、論理的に表現できる力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	地域社会の振興と発展に寄与できる担い手として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者と協働し、社会貢献できる力を身に付けている。

## 【スポーツ学部】

表 4-1-4 スポーツ学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	学士(スポーツ学)として相応しい幅広い教養を身に付け、総合的なスポーツ指導・健康づくりの学問体系の基礎を理解し、専門知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつスポーツ指導者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

表 4-1-5 こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	学士(こどもスポーツ教育学)として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。また、礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている。

## 【大学院経済・経営学研究科】

表 4-1-6 経済・経営学研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	経済・経営学における自身の専門分野の理論的な学問体系の基礎を理解し、当該専門分野の専門知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	専門分野の知識・技能を用いて、国内外の社会の発展に貢献できる人材として、経済社会の諸問題に対する課題探求能力、課題解決能力を有するとともに適切な企画・計画力、的確な判断力とそれらを実践できる力を身に付けている。また、専門性の高い理論を修得し、知識基盤社会における多様な課題や解決策を見いだすための指導・教育に寄与する能力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	専門性を併せ持った経済・生産活動の担い手として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、社会の一員として、自ら進んで他者と協働して経済の発展と社会への貢献に寄与できる力を身に付けている。

## 【大学院スポーツ学研究科】

表 4-1-7 スポーツ学研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)

知識・技能	修士(スポーツ学)として相応しい専門知識の理論的思考を身に付け、専門性の高い高度な理論・指導技法の理論的な学問体系の基礎を理解し、専門知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	専門分野の知識・技能を用いて、高度専門的職業人として「課題探求能力」、「課題解決能力」を有するとともに、適切な企画・計画力、的確な判断力とそれらを実践できる力を身に付けている。また、専門性の高い理論・指導技法を修得し、スポーツとの関りが多様化した社会におけるスポーツ指導・健康づくり指導・教育に寄与する能力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、地域スポーツの発展に寄与し、かつグローバルな視野に立つための活動を率先して行動できる力を身に付けている。

## 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】令和 6 年度九州共立大学 3 つの方針 (DP・CP・AP) 一覧表

【資料 F-14】と同じ

【資料 4-1-2】2024 年度学生便覧

【資料 F-5】と同じ

【資料 4-1-3】2024 年度経済学部履修ガイド

【資料 F-13】と同じ

【資料 4-1-4】2024 年度スポーツ学部履修ガイド

【資料 F-13】と同じ

【資料 4-1-5】FD ハンドブック 2024

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では、大学学則第36条に卒業認定基準を明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に運用している。

経済学部およびスポーツ学部では、授業期間、単位の計算基準、単位の認定および進級・卒業認定を明確に規定している。また、各学部の履修規程においても、関連項目を詳細に定め、これに基づき単位認定や進級・卒業認定等を適正に行っている。単位認定、進級・卒業認定、卒業認定・学位授与の方針(DP)は、「学生便覧」や「履修ガイド」等の冊子、ホームページを通じて、学内外に広く周知している。

また、大学院についても大学院学則第29条に修了要件を規定し、各研究科の履修規程において、単位算定の基準、単位の認定、修士論文および最終試験の評価を明確に規定している。これらは、各研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に適用・運用している。【資料4-1-6】

さらに、全学生は学生ポータルサイト(UNIPA)を通じ、成績一覧表を常時閲覧でき、単位の取得状況を確認できる。

単位は、各学期の履修登録を正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記している各科目の評価基準に従って認定している。シラバスでは、授業科目ごとにその授業の概要、授業の到達目標および卒業(修了)認定・学位授与の方針(DP)と授業到達目標との関係を示し、そのうえで各授業科目の成績評価の方法について、授業到達目標への到達努力の評価と最終到達度の評価等の基準で100%となるように明示している。

このように単位の認定に関しては、大学学則、大学院学則および履修規程上で明確に規定しており、シラバスに示す成績評価基準に基づいて、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復修課題や取組時間の内容を記載して、単位の実質化の一助ともしている。【資料4-1-7～10】

成績は、表 4-1-8 のとおりに評価基準の点数に応じて秀、優、良、可、不可で評価しており、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合、成績通知書の記載については、評価点数が、0点の場合は「不×」、出席不良の場合は「失格」と表記し、不認定となった理由をより明確にすることで、学生の今後の学修改善に繋がるようにしている。また、成績評価はポイント換算し、GPA 算出の基礎点として活用している。

学生は、学生ポータルサイト (UNIPA) を利用し、履修登録情報、授業出欠情報、成績情報等を学内外のパソコン (学外は期間等により制約あり) から随時確認できるようになっている。特に、各学期末には学生からの成績に関する質問等を受け付ける機会も設定している。

表4-1-8 成績評価・GPA換算表

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90点	秀	秀	4.0
	89～80点	優	優	3.0
	79～70点	良	良	2.0
	69～60点	可	可	1.0
不 合 格	59～ 1点	不可	表示されない	0
	0点	不×		0
	失格	失格		0

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-6】 2024 年度学生便覧

【資料 F-5】 と同じ

【資料 4-1-7】 経済学部履修規程 ※2024 年度学生便覧

【資料 F-5】 と同じ

【資料 4-1-8】 スポーツ学部履修規程 ※2024 年度学生便覧

【資料 F-5】 と同じ

【資料 4-1-9】 2024 年度経済学部履修ガイド

【資料 F-13】 と同じ

【資料 4-1-10】 2024 年度スポーツ学部履修ガイド

【資料 F-13】 と同じ

#### 4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、全学共通の卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。【資料 4-2-1】

また、各学部においても、全学共通の教育方針と各教育課程との関連を明確にするために、人材養成および教育研究上の目的等を学部の専門性や特色に応じて具体的に定め、その目的等を踏まえて、各学科・研究科の卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。

教育課程編成・実施の方針(CP)の周知については、「学生便覧」「履修ガイド」「FDハンドブック」等の学内の刊行物に掲載し、学生および教職員に広く周知するとともに、大学ホームページにおいて学外へも公開している。【資料 4-2-2～5】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 令和 6 年度九州共立大学 3 つの方針（DP・CP・AP）一覧表

【資料 F-14】 と同じ

【資料 4-2-2】 2024 年度学生便覧

【資料 F-5】 と同じ

【資料 4-2-3】 2024 年度経済学部履修ガイド

【資料 F-13】 と同じ

【資料 4-2-4】 2024 年度スポーツ学部履修ガイド

【資料 F-13】 と同じ

【資料 4-2-5】 FD ハンドブック 2024

【資料 4-1-5】 と同じ

### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

全学共通の卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)は、3 つの領域（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・倫理性」）から構成し、各課程を修め、目標を達成した学生に対し、卒業を認定し学位を授与している。

この卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)を実現するため、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)は、教育内容、教育方法、教育評価の観点から方針を定め、教育課程に反映している。

また、基準 4-1-①で詳述したとおり、各学部においては大学学則第 3 条、各研究科においては大学院学則第 6 条に基づき、人材養成および教育研究上の目的等を明確にするるとともに、各学科・研究科における卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)の間に相互の関連性と一貫性を持たせている。

さらに、学科ごとに毎年度、「カリキュラムツリー」および「カリキュラムフローチャート」を作成し、人材養成および教育研究上の目的に照らし、教育課程の適切性を継続的に検証する体制を整備している。このような編成によって、大学全体ならびに学科・研究科の卒業・学位授与の方針(DP)と教育課程編成・実施の方針(CP)には、相互の関連性を持たせている。

### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、評議会の下に設置している全学的な「教務委員会」および各学部、共通教育

センターに設けられた「学部等教務委員会」を中心として、教育課程編成・実施の方針(CP)に沿った効果的な教育体制の構築に取り組んできた。

本学の教育課程は、大きく総合共通科目と専門教育科目で編成している。総合共通科目には、現代社会を生き抜くために必要不可欠な能力の育成を目的とし、「教養教育科目」、「言語・異文化理解科目」、「情報教育科目」、「健康教育科目（経済学部のみ）」、「キャリア教育科目」の五つの履修区分を設け、体系的に科目を配置している。

専門教育科目については、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的な思考を基盤として将来像を早期に描けるよう、卒業認定・学位授与の方針(DP)に沿った人材を養成するため、各学部の特色を踏まえた科目群を設定し、授業科目を体系的に配置している。

また、卒業認定・学位授与の方針(DP)に基づく体系的な履修を促すため、「カリキュラムツリー」「カリキュラムフローチャート」「カリキュラムマップ」および「科目ナンバリング」を学科ごとに策定している。【資料4-2-6～9】

「カリキュラムツリー」では、教育課程編成・実施の方針(CP)および卒業認定・学位授与の方針(DP)の関連を示すとともに、各授業科目の相互関係を示している。「カリキュラムフローチャート」では、学生が計画的に学修を進められるよう、学位修得に至るまでの履修順序を示すことにより配慮している。「カリキュラムマップ」では、各授業科目の授業到達目標と卒業認定・学位授与の方針(DP)との対応関係を整理し、教育課程全体の育成目標との一貫性を可視化している。

このように、本学では、教育課程編成・実施の方針(CP)に即して教育課程を体系的に編成している。教育課程編成・実施の方針(CP)の詳細は以下のとおりである。

### 【全学共通】

表 4-2-9 大学全体の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合共通科目は、「教養教育科目」、「キャリア教育科目」を中心に、現代社会を生き抜くために必要不可欠な幅広い教養、および基礎学力等を体系的に学べるように科目を配置する。</li> <li>2. 専門教育科目は、各学部・学科の専門的知識を修得するために、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるように科目を配置する。また、学問領域を超えた学際的な知識修得科目を配置する。</li> </ol>
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生の主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）が実現されるように、双方向的・学生参加型授業、課題解決型授業などの多様な授業形態を取り入れた教育方法を実施する。</li> <li>2. 学外実習等を通じて体験的な学修活動を実施する。</li> </ol>
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価方法に従い単位を付与する。</li> <li>2. 学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たすことを含め、総合的に評価する。</li> </ol>

### 【経済学部】

表 4-2-10 経済・経営学科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、6つの領域（生活経済、金融・会計、公共マネジメント、経営管理、スポーツビジネス、データサイエンス）で求められる幅広い知識を修得する科目を配置する。</li> <li>2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「学科共通科目」「領域科目」「ゼミナール科目」で区分し、経済・経営分野の基礎的内容から応用・発展的内容（生活経済、</li> </ol>
------	---

	<p>金融・会計、公共マネジメント、経営管理、スポーツビジネス、データサイエンス)までの知識と技能を体系的に修得できるよう科目を配置する。</p> <p>3. さらに、ゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。</p> <p>これらの科目をとおして、国内外において活かせる「課題探求能力」、「課題解決能力」、「調査・分析能力」、「コミュニケーション能力」、「実践力」を育む。</p>
教育方法	<p>1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。</p> <p>2. グループ学修においては、協働性・協調性を身に付け、課題解決能力や実践力が身に付けられるよう指導する。</p> <p>3. 演習においては個別の習熟度を見極め、きめ細やかな個別指導を実施する。</p>
教育評価	<p>1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。</p> <p>2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。</p>

表 4-2-11 地域創造学科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	<p>1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、地域政策コース、観光まちづくりコースの2コースで構成し、地域の発展に寄与できる専門知識と実践力を養う科目を配置する。</p> <p>2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「学科共通科目」「コース科目」「ゼミナール科目」で区分し、経済・経営分野の基礎的内容に加え、地域政策・観光分野の基礎的内容から応用・発展的内容までの知識と技能を体系的に修得できるよう科目を配置する。</p> <p>3. さらに、ゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。</p> <p>これらの科目をとおして、国内外において活かせる「課題探求能力」、「課題解決能力」、「調査・分析能力」、「コミュニケーション能力」、「実践力」を育む。</p>
教育方法	<p>1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。</p> <p>2. 地域と協働し、地域社会の振興と発展に寄与できる実践力を身に付けられるよう指導する。</p> <p>3. 演習においては個別の習熟度を見極め、きめ細やかな個別指導を実施する。</p>
教育評価	<p>1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。</p> <p>2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。</p>

## 【スポーツ学部】

表 4-2-12 スポーツ学科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	<p>1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、アスリートマネジメントコース、スポーツ教育コース、スポーツトレーナーコース、スポーツ政策コースの4コースで構成し、スポーツに関する専門的知識、技能を身に付けるよう、系統的に科目を配置する。</p> <p>2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「学科共通科目」「専攻コース科目」「ゼミナール科目」「スポーツ実技科目」で区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、知識と技能を修得し、さらに両者を実践的に学修できるよう科目を配置する。スポーツに関わる理論知・実践知を身に付け、学年を重ねるにつれてそれらを応用する能力を高められるよう、必修科目と選択科目を段階的に配置する。</p> <p>3. さらにゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。</p> <p>これらの科目をとおして、国内外において活かせる「協調性」、「社会性」、「リー</p>
------	---

	「ダーシップ」、「コミュニケーション能力」、「礼節とマナー」、「指導者能力」、「課題探求能力」、「課題解決能力」を育む。
教育方法	1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 2. 演習・実験・実習においてはグループ学修を取り入れ、協調性を身に付けるとともに、自己および他者の課題を発見し、解決する能力を育成する。 3. 卒業研究は、身に付けた知識・技能・論理的思考力・分析力を活用し、主体的に研究を行い、成果が実を結ぶように個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。 2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。

表 4-2-13 こどもスポーツ教育学科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化に関する幅広い知識を身に付け、教育や地域社会に貢献できる専門知識と実践力を養う科目を配置する。 2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「児童教育科目」「スポーツ教育科目」「ゼミナール科目」「スポーツ実技科目」で区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、知識と技能を修得し、さらに両者を実践的に学修できるよう科目を配置する。児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化の理論知・実践知を身に付け、学年を重ねるにつれてそれらを活用する能力を高められるよう、必修科目と選択科目を段階的に配置する。 3. さらにゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。 これらの科目をとおして、専門的知識・技能を身に付けるとともに、「コミュニケーション能力」、「企画・計画力」、「判断力」、「実践力」、「問題解決能力」、「倫理観」を育む。
教育方法	1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 2. 演習・実習においてはグループ学修を取り入れ、協調性を身に付けるとともに、自己および他者の課題を発見し、解決する能力を育成する教育を実施する。 3. 卒業研究は、身に付けた知識・技能・論理的思考力・分析力を活用し、主体的に研究を行い、成果が実を結ぶように個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。 2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。

## 【大学院経済・経営学研究科】

表 4-2-14 大学院経済・経営学研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	1. 専門教育科目の必修の導入科目として経済・経営学の基礎的な理論を修得する「経済・経営学研究概論A」（1年次前期）および「経済・経営学研究概論B」（1年次前期）を配置する。この2科目では、ミクロ経済学およびマクロ経済学の基礎的な経済学等に関する理論を含め、経済・経営学に関する理論について幅広く学修する。 2. 専門教育科目の選択科目として、経済・経営学に関する幅広い専門知識に基づいて国内外の経済社会が直面する問題を正しく認識し、理論的に解明できる能力を涵養するため、汎用性の高い研究領域、具体的には、「金融・会計」、「公共マネジメント」、「経営管理」および「国際経済・経営」の領域の「特論」科目を配置する。 3. 修了研究科目は、すべて必修科目である。「修士論文作成指導」（1年次前期）と
------	---

	<p>いう本研究科独自の科目のほか、受講者が自ら選択した研究分野についての専門性を深める観点から演習方式での専門教育を実践し、最終的な研究成果としての修士論文の執筆・完成に向けた計画的な指導を行うために「修了研究Ⅰ」（1年次前期）、「修了研究Ⅱ」（1年次後期）、「修了研究Ⅲ」（2年次前期）、「修了研究Ⅳ」（2年次後期）を配置する。このうち、「修士論文作成指導」では、経済学や経営学の研究論文をとおして、研究に必要な文献検索、調査、データ処理等の手法を修得し、論文の書き方やプレゼンテーション・スキルの基礎を固める。併せて研究倫理についても学ぶ。「修了研究Ⅰ～Ⅳ」では、希望する研究領域の指導教員の下、最新の研究動向から研究の意義と目的を見出し、研究計画に基づいた調査を行い、最終的に修士論文を仕上げる過程を修得する。</p>
教育方法	<p>1. 講義科目、演習科目はアクティブ・ラーニングを取り入れ、双方向型の授業を実施し、以下の①～③を学修することで、課題探求能力、課題解決能力を系統的・段階的に育成する。</p> <p>①専門教育科目の「経済・経営学研究概論A」および「経済・経営学研究概論B」においては、能動的な自己学習を積極的に取り入れながら、経済・経営学に関する基礎的な知識・技能を修得する。</p> <p>②専門教育科目の「特論」科目においては、学生間のディスカッション、または、学生と教員とのディスカッションを取り入れて、知識の獲得だけでなく、問題解決のための思考力を培う。科目によっては、ディスカッションの他に、ミニツッパーパーや学生のプレゼンテーションに基づく討議等も併用する。</p> <p>③修了研究科目では、先行研究の整理等を通じて、問題との出会い、解決すべき課題の発見を促し、学生と教員のディスカッション、ならびに学生の能動的な調査・研究を行う。</p> <p>2. 修了時に修士（経済学）に相応しい汎用性の高い見識と学問的理解を備えられるように、講義科目である「特論」では、経済学部での講義内容の高度化・深化に重きを置く。修了研究科目では、最新の研究も踏まえつつ、先行研究を丁寧に整理するとともに、必要に応じて聞き取り調査などを実施することにより、現実社会における課題を的確に抽出する一方、自らの研究テーマとしての課題設定を主体的に探求し、経済学もしくは経営学の枠組みで論考する能力を身に付けさせる。そのため、授業時間外においても学生と密接に関わり、個別指導を実施する。上記1～2の科目の学修をとおして、高度な専門性と知識・スキルを有し、課題探求能力および課題解決能力を備えた人材を育成する。</p>
教育評価	<p>1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。</p> <p>2. 2年間の学修成果は、修了研究（必修）によって行い、総合的に評価する。</p>

## 【大学院スポーツ学研究科】

表 4-2-15 大学院スポーツ学研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)

教育内容	<p>1. スポーツ教育領域、コーチング領域、スポーツ栄養・健康領域、アスレティックトレーニング領域の4領域で構成し、課題探求能力と課題解決能力を身に付けるよう系統的に科目を配置する。</p> <p>2. 専攻科目では4領域とも「特論」とそれに対応する「スポーツ学フィールド演習」科目を置く。「特論」と「スポーツ学フィールド演習」の組み合わせ履修により、高度な専門的知識を修得させるとともに高度な実践的指導力の形成を図る。</p> <p>3. 1年次にスポーツ学の研究方法、手順を学ばせる「スポーツ学研究概論」（基礎科目）を配置する。修了研究科目として「修了研究Ⅰ」（1年次）、「修了研究Ⅱ」（2年次）を配置し、文献や議論等をとおして学んだ知識や、修得した知識や技能等を生かし、担当教員の指導のもと自らの領域における研究テーマを設定し修士論文を完成させる。</p> <p>これらの科目をとおして、高い専門性と高度な実践的指導力を有し、「課題探求能力」、「課題解決能力」を有した人材を育成する。</p>
------	--

教育方法	1. 講義、演習科目はアクティブ・ラーニング形式を取り入れ、双方向型の授業を実施し、主体的な課題探求、解決能力を育成する。 2. 「特論」と「スポーツ学フィールド演習」の組み合わせにおいては現場の課題を抽出し、自らの課題を主体的に探求し、解決する能力を身に付けさせる。そのため、授業時間外においても学生と密接に関わり、個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。 2. 2年間の学修成果は、修了研究（必修）によって行い、総合的に評価する。

本学では、開講する全授業科目のシラバスを作成し、学生に提示している。シラバスは、大学、学部、学科の卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)に基づき、授業科目の概要、授業到達目標、成績評価の方法、および授業計画などを、担当教員が記載している。特に、卒業（修了）認定・学位授与の方針(DP)と授業到達目標の関係を明示することで、当該授業科目において、学生が修得できる能力を明確化し、学生は、これを履修科目の選択や自身の学修計画の策定に活用している。

また、シラバスの作成にあたっては、授業科目担当教員とは別の教員がシラバスの校閲を行う「シラバスコーディネーター」を配置し、授業到達目標と授業内容の適切性、成績評価方法の適切性などについて、第三者の視点で確認・点検を行っている。この仕組みは、平成20（2008）年度から継続して運用している。

シラバスの記載項目については、毎年度見直しを図り、令和2（2020）年度には、実務経験を有する教員であることの表記および教育課程を可視化する科目ナンバリングを明記することとし、令和3（2021）年度には、課題（レポート等）や試験に対するフィードバックの方法についての項目を追加した。【資料4-2-10～12】

本学では、大学設置基準に定める1単位45時間の学修時間を担保するとともに、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間または各学期に履修科目として登録することができる単位数を経済学部およびスポーツ学部履修規程第8条に下表のとおり定めている。【資料4-2-13～14】

表4-2-16 学年別履修可能単位数

学年	1年次	2年次	3年次	4年次
単位数	46	46	48	48

また、各学期の履修できる単位数については、4年次生を除き、上表の単位数の半数を原則として、30単位を超えることはできないように定めている。ただし、学長が特に認めた場合については、履修上限単位数を超えて履修を認めることができる。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-6】2024年度カリキュラムツリー

【資料4-2-7】2024年度カリキュラムフローチャート

【資料4-2-8】2024年度カリキュラムマップ

【資料4-2-9】2024年度科目ナンバリング

【資料4-2-10】2024年度 経済学部講義要項（シラバス）

【資料F-13】と同じ

【資料 4-2-11】 2024 年度 スポーツ学部講義要項（シラバス） 【資料 F-13】 と同じ

【資料 4-2-12】 2024 年度 シラバス原稿の校閲について

【資料 4-2-13】 経済学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

【資料 4-2-14】 スポーツ学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

#### 4-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、全学部共通の教育課程として編成しており、その円滑な運用を図るために共通教育センターを設置している。令和7（2025）年度においては、共通教育センターに専任教員を配置し、学部からは独立した組織として教養教育の推進および運用上の責任体制を明確化した。

また、九州共立大学教務委員会の下に共通教育センター教務委員会を設置している。教養教育は、各学部の専門教育との連携が必要不可欠であることから、各学部の人材養成方針および教育目標との整合性を確保するため、九州共立大学教務委員会において最終的な調整を図る体制を構築している。【資料4-2-15～16】

さらに、本学は併設校である九州女子大学の九州女子大学共通教育センターと連携し、平成 23（2011）年度に「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構」を組織化した。同機構の下には、両大学における教養教育のあり方を検討するため、「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議」および「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会」を設置し、教職協働による両大学の教養教育の共通化、教務面の連携・調整、人的資源の有効活用（人材交流）等を検討してきた。

これらの取組を踏まえ、「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構」が主導して策定した新たな教養教育課程（総合共通科目）を、平成 27（2015）年度に導入した。その後、完成年度である平成 30（2018）年度に検証を行い、「日本語、英語の重視」および「社会常識と判断力育成」を中心に、新たな教養教育課程（総合共通科目）を令和元（2019）年度に導入した。

なお、従前の「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会」は、新たな教育課程の開始に伴い、総合共通科目および担当教員等に関する調整・検討機能のさらなる充実を目的に、「九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会」に組織変更した。

【資料 4-2-17～18】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-15】 九州共立大学における教育課程改革の方針

【資料 4-2-16】 九州共立大学・九州女子大学における共通教育改革の基本方針

【資料 4-2-17】 九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会の設置について

【資料 4-2-18】 九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会要項

【資料 F-10】 と同じ

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目を多数開講している。各授業科目のシラバスには、授業概要、授業到達目標、評価方法に加え、アクティブ・ラーニングの項目を設け、実施する具体的なアクティブ・ラーニングの手法（ディスカッション、

グループワーク、プレゼンテーション、模擬授業等)を明示している。これにより、学生が主体的に学ぶ授業の展開を促進し、認知的能力のみならず、倫理的・社会的能力、教養、知識、経験を含む汎用的能力の育成を図っている。

本学は、授業の教育効果を最大限に高めるため、科目特性に応じたクラスサイズの基準を定めている。原則として、英語等の「言語教育科目」については30人程度、「キャリア教育科目」は50～60人、「教養教育科目」は最大160人、「情報教育科目」はパソコン教室の収容人数に応じて40～80人に設定している。この基準に基づき、全学教務委員会を中心に開講コマ数や教員の担当コマ数を策定している。【資料4-2-19】

学生の履修登録時において、この基準数を超過した場合は、学生に対し、教養教育科目の抽選実施を事前に周知し、教務課で無作為抽選を行う。抽選結果は、掲示により公表し、授業開始後1週間の期間で他の授業科目への登録変更等を促すなど、迅速な履修登録の調整を行っている。【資料4-2-20】

また、その他の超過ケースについては、クラス数を増やし、当該教員が担当可能な場合はコマ数増加の調整や、非常勤講師に追加依頼を行うなどの調整を図り、適切なクラスサイズの維持に努めている。

専門教育科目については、一律のクラスサイズの上限設定は特に設けていないが、過去の受講者数や授業評価アンケートの結果等を踏まえ、教育効果を考慮した適切なクラスサイズで運用するようにしている。特に、初年次導入科目については、ホームクラス制の機能を持たせる観点から、20人程度の少人数クラスとなるよう、コマ割および時間割作成の段階から調整している。【資料4-2-21】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-19】九州共立大学および九州女子大学のクラスサイズの現状について

※九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議資料

【資料 4-2-20】令和6年度前期 オリエンテーション・ガイダンス配付資料

【資料 4-2-21】令和6年度 前期受講者数一覧(抜粋)

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

#### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、大学学則第36条に卒業認定基準を明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に適用・運用している。経済学部およびスポーツ学部においては、授業の実施期間、単位の計算基準、単位の認定および進級・卒業認定に関する事項を明確に規定している。さらに、各学部の履修規程においても、同様の内容を詳細に定めており、本規程に基づき厳正に運用している。

また、単位認定、進級・卒業認定、卒業認定・学位授与の方針(DP)については、学生に配付する「学生便覧」および「履修ガイド」等の冊子のほか、ホームページにも掲載し、学内外に広く周知している。

大学院においては、大学院学則第29条に修了要件を規定しており、各研究科の履修規程では、授業科目の単位算定の基準、単位の認定ならびに修士論文および最終試験の評価について詳細に定めている。この大学院学則および各研究科履修規程に規定された項目については、各研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に運用している。

さらに、全学生は学生ポータルサイト(UNIPA)を通じて、成績一覧表の閲覧および印刷が可能であり、常時、単位の取得状況を確認することができる。【資料4-3-1~4】

学生の意識調査としては、「学生生活実態調査」を実施し、学生生活全般にわたる実態を把握し、今後の学生サービスの改善等に反映させるための基礎データの収集を行っている。特に卒業生に対しては、4年間の課程全体を通じた授業内容についての満足度を調査することを目的として、令和元(2019)年度から、「卒業生アンケート」を実施している。

令和6(2024)年度の卒業生を対象に実施した「卒業生アンケート」の調査設問のうち、表4-3-1に示す「授業内容についてどの程度満足していますか」という設問によれば、令和5(2023)年度の結果と比すると「満足」と回答した学生の比率は、経済学部で50.7%から29.9%と落ち込みが目立つ。

また、「どちらかといえば満足」と回答した学生の比率は、経済学部で40.8%から68.4%と増加しており、授業内容についての満足度が減少していることが窺える。一方、スポーツ学部については、両年度の回答に大差はない。経済学部の満足度の低下に関して、その原因を今後検証する。

表4-3-1 卒業生に対する調査「授業内容についてどの程度満足していますか」結果一覧

	令和5(2023)年度 卒業生664人のうち 335人が回答 (回答率:50.5%)			令和6(2024)年度 卒業生668人のうち 586人が回答 (回答率:87.7%)		
	経	ス		経	ス	
満足	108人	50.7%	経	102人	29.9%	
	64人	52.3%	ス	140人	56.8%	
どちらかといえば満足	87人	40.8%	経	232人	68.4%	
	48人	39.2%	ス	93人	37.4%	
どちらかといえば不満	16人	7.5%	経	6人	1.7%	
	8人	6.5%	ス	10人	3.8%	
不満	3人	1.0%	経	0人	0.0%	
	3人	2.0%	ス	5人	1.9%	

また、令和6(2024)年度には令和5(2023)年度卒業生が就職した進路先に対する企業が求める人材像および新卒者の重視する資質についての「意見聴取アンケート」を実施し、調査対象数329社のうち103社から回答があった(回答率31.3%)。

調査内容は、①「大学のキャリア教育において期待するもの」、②「企業等が求める人物像と本学の卒業生の印象」、③「企業等が新卒者に身につけて欲しい資質と本学学生の資質」、④「本学卒業生に欠けている能力」の4項目とし、それぞれ6～15の選択肢の中から複数選択が可能な型式で実施した。

これら4項目のうち②については、各企業が求める「人物像」と、実際に採用された本学卒業生の印象がどの程度であるか、比較・分析を行った。その結果、多くの企業が求めている人材像である「周囲の人と調和し、チームワークを大切にできる人」「忍耐強く物事に取り組める人」「マナーを守り、礼儀のある人」に関して本学卒業生の評価は高く、一方で「課題に対し、解決方法を考え行動できる人」「新しい見方、考え方を発見できる人」については企業側が求めているにも関わらず、この点における本学卒業生の評価は低かった。

また、③については、企業等が身につけて欲しい「資質」として「コミュニケーションスキル」、「積極性」、「チームワーク」、「向上心」、「誠実性」の5点が上位を占めていた。④について企業側は、本学卒業生には「周囲を巻き込む力・リーダーシップ」や「新しい見方、考え方を発見できる力」が欠けていると見ており、分析結果については、評議会における報告・協議を経てキャリア教育における授業改善等に反映させることとしている。

さらに、令和5(2023)年度には、本学を卒業し3年目を迎えた卒業生に対してアンケートを実施した。当アンケートでは現在の進路状況についての確認を行う一方、在学中に受けた教育内容やキャリア支援について自由記述方式で記入させることとしており、この内容についても分析を行い教育改善に反映させることとしている。【資料4-3-5～7】

学生の資格取得については、各学部における教員免許取得状況をはじめ、経済学部における全国大学実務教育協会資格、スポーツ学部における日本スポーツ協会等関連資格の取得状況について関係する事務部署と学部教員の連携により、随時把握に努めている。

#### 【資料4-3-8】

また、第4次中期経営計画に基づく九州共立大学事業計画アクションプランでは、「免許・資格取得」を具体的計画として掲げ、毎年度成果指標の目標値を定め、実績値を報告している。

さらに、卒業認定・学位授与の方針(DP)を踏まえ、令和元(2019)年度の卒業生より、「学位」「資格」「能力」「知識」の4つの観点から4年間の学修成果の可視化として、「学修の軌跡と成果」(ディプロマ・サプリメント)を策定し、卒業生に対して、学位記とともに交付している。【資料4-3-9】

#### 【エビデンス集・資料編】

- |                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| 【資料4-3-1】経済学部履修規程 ※2024年度学生便覧    | 【資料F-5】と同じ  |
| 【資料4-3-2】スポーツ学部履修規程 ※2024年度学生便覧  | 【資料F-5】と同じ  |
| 【資料4-3-3】2024年度経済学部履修ガイド         | 【資料F-13】と同じ |
| 【資料4-3-4】2024年度スポーツ学部履修ガイド       | 【資料F-13】と同じ |
| 【資料4-3-5】令和6(2024)年度卒業時アンケート結果   |             |
| 【資料4-3-6】卒業生の進路状況に関するアンケート調査結果   |             |
| 【資料4-3-7】進路先に対する「意見聴取アンケート」の調査結果 |             |
| 【資料4-3-8】資格取得者数一覧(平成30年度～令和5年度)  |             |
| 【資料4-3-9】令和6(2024)年度「学修の軌跡と成果」   |             |

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法の改善および水準の向上を図るため、平成10（1998）年度から、受講生を対象とした「授業評価アンケート」を継続的に実施している。同アンケートは、原則として毎学期、全教員・全授業を対象に実施し、その結果を授業改善に活用している。同アンケートの集計結果は、学生からの要望に応じて公表するとともに、教員には、「学生ポータルサイト（UNIPA）」を通じて配信している。

令和4（2022）年度からは、専任教員に対して、「授業改善報告書」「授業参観報告書」「研究実績報告書」を発展的に統合した個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の「教育の改善」欄において、授業評価アンケートの結果を踏まえた具体的な改善内容を自己省察とともに記録するよう求めている。

また、非常勤講師についても、授業改善報告書の提出を引き続き求めている。個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）は、教育運営委員会の意見聴取を経て評議会において審議決定した後、学内で情報共有を図っている。【資料4-3-10～15】

さらに、全教員（専任・非常勤）を対象に、授業運営にあたっての基本的な考え方や留意点、関連資料をまとめた「FDハンドブック」を毎年度刊行している。同ハンドブックは、毎年のFD（Faculty Development）活動や授業改善等の取組事例を反映し、全学的な情報共有とFD活動の実質化を促進する役割を果たしている。

加えて、免許・資格取得支援の一環として、各種資格試験等に合格した卒業生による講演を実施するとともに、教員採用試験の受験対策として学修ポイントをまとめた冊子を作成・配付するなど、学修成果の向上に資する取組も展開している。【資料4-3-16】

##### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-10】 令和 6（2024）年度前期・後期 授業評価アンケートの実施について

【資料 4-3-11】 令和 6（2024）年度 授業評価アンケート（設問）

【資料 4-3-12】 令和 6（2024）年度前期・後期 授業評価アンケート結果集計

【資料 4-3-13】 令和 6（2024）年度授業参観の実施について

【資料 4-3-14】 令和 6（2024）年度個人点検・評価報告書

（ティーチング・ポートフォリオ） 【資料 2-3-3】 と同じ

【資料 4-3-15】 FD ハンドブック 2024 【資料 4-1-5】 と同じ

【資料 4-3-16】 教育実習の手引（教育実践ガイド）[2024 年度改訂版]

##### 【基準 4 の自己評価】

###### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育内容・方法および学修指導等の改善については、九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD 委員会」と記す。）を中心に継続的な FD 活動を展開している。具体的には、授業評価アンケートや個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の活用、教員相互による授業参観の実施に加え、授業改善事例をまとめた FD ハンドブックを毎年度刊行するなど、学修成果の点検・評価を組織的に行い、教育の質向上に繋げている。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）については、全専任教員に提出を求めており、提出率は 100%である。しかし、提出された個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）は、学内で閲覧可能な形で公開されているものの、実際に他教員の内容を参照し、自身の授業改善に活用している教員は極めて少ない状況である。このことから、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を教育改善のための有効な資源として活用する仕組みづくりが課題となっている。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の現行運用は、十分に活用されておらず、機能が十分に発揮されていない。今後は、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を授業改善に有効に活用できる仕組みとするため、運用方法の見直しを検討する予定である。具体的には、閲覧促進のためのガイドライン作成や、教員同士による活用事例の共有、FD 委員会による活用状況のフォローアップ等を通じて、教育改善への実効性を高める方策を検討していく。

**基準 5. 教員・職員**

**5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性**

**①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

**②権限の適切な分散と責任の明確化**

**③職員の配置と役割の明確化**

**(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

**(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

本学の意思決定機関については、大学のガバナンス改革の推進を趣旨とした学校教育法の改正（平成 26（2014）年 6 月 27 日公布、平成 27（2015）年 4 月 1 日施行）されたことから、その趣旨を踏まえた意思決定組織の改編を行った。

本学は、まず「副学長の職務の拡充」について、学校教育法第 92 条第 4 項の趣旨に沿って、本学副学長の職務内容を規定している「九州共立大学組織規則」の一部改正を行った。本規則第 4 条により、「学長を補佐し、学長の命を受けて公務をつかさどる」と、学長がリーダーシップを発揮できるよう位置づけを明確化している。【資料 5-1-1】

さらに、学長のリーダーシップのさらなる強化、適切なリーダーシップの確立・発揮を目的として、意思決定機関についても次なる改編を行った。評議会における審議の議題整理と事前審査の機関として位置付けていた部局長会議を廃止し、同会議の機能については、すべて評議会に統合することとした。

これにより、従来の各種委員会および新たに教授会（詳細は基準 5-1-②に記述）として位

置付けることとした4つの委員会および大学院設置に伴い設置した研究科委員会を含むすべての委員会を評議会の下に置くこととなった。

本学の教育研究および運営に関しては、学長の意思決定を補佐する機関である評議会において意見を徴したうえで、学長が意思決定を行う体制を構築した。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】九州共立大学組織規則      【資料 F-10】と同じ

### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長の意思決定を補佐する「評議会」は、学長が議長を務め、その責任と権限を明確にするとともに、事務部門の管理職が構成員として加わることにより、教職協働体制を確立している。【資料 5-1-2】

また、機能別教授会として定めた委員会ならびに評議会の下に設置した委員会のうち、「大学教員人事計画委員会」ならびに「入学試験委員会」については、審議内容の重要性に鑑み、学長自らが委員長となり委員会を主宰している。【資料 5-1-3～4】

学長の業務執行にあたっては、副学長及び特別補佐を置き、副学長は学長の命により公務をつかさどり、また、特別補佐は特定事項における企画・立案及び連絡調整等を行うことと規定することで学長を補佐する体制を整備するとともに、学部長、研究科長、学部長補佐、教務部長、学生支援部長、入試広報部長、事務局長、各課長をもって組織する「経営協議会」を毎月第1水曜日に開催している。

経営協議会は、学長が議長となって本学の戦略的重要課題や教員人事に関することなど大学経営の根幹をなす事項について審議するもので、学長の意思決定を補佐している。

#### 【資料 5-1-5～6】

これにより、意思決定の権限と責任の明確化ならびに決定事項の実施や情報の伝達においても迅速化が図られ、学長の的確な経営判断と強力なリーダーシップの確立・発揮を下支えする機能を構築している。

基準 5-1-①で述べた「教授会の役割の明確化」に関しては、学校教育法改正の趣旨に則り、機能別に教授会を置いた。教授会のうち、学生の入学に関することを審議する「入学試験委員会」と、主に教員の教育研究業績の審査に関することを審議する「九州共立大学教員人事計画委員会」の二委員会については、その審議内容の重要性に鑑み本学の教授会と位置付けた。また、両学部の教授会を「学部教育運営委員会」、全学教授会を「全学教育運営委員会」に名称を変更し、上述の2委員会とあわせ、4つの委員会を学校教育法第93条第2項1～3号に規定する内容について学長に対し意見を述べる機関とし、本学の教授会と位置付けた。これにより組織上の位置づけ、および役割の明確化を図っている。

この改革については、まず大学学則において教授会の定義を変更したうえで、「九州共立大学教授会規則」を廃止すると同時に「九州共立大学教育運営委員会規程」を新たに制定した。【資料 5-1-7】

また、「九州共立大学入学者選抜規程」においては、学生の入学に関する事項を審議する「入学試験委員会」とそのほかの事項を審議する「入学試験企画委員会」に分離して規定する改正を行ったうえで、従来の教授会の役割であった教育研究に関する「審議機関」を「学長に意見を述べる機関」に変更することを明確化した。

さらに、平成 30 (2018)年度から大学院スポーツ学研究科の設置に伴い、大学院の研究科委員会を教授会として追加した。

なお、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当する審議事項については、毎年度、教授会に該当する学部教育運営委員会、大学院研究科委員会、入学試験委員会および大学教員人事計画委員会ならびに評議会の意見を聴取したうえで、その基本方針を明文化し、審議する事項については「学長裁定」として本学ホームページに掲載することとした。【資料 5-1-8】

#### 【エビデンス集・資料編】

- |   |              |
|---|--------------|
| 【資料 5-1-2】九州共立大学評議会規則                     | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-3】九州共立大学教員人事計画委員会規程               | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-4】九州共立大学入学者選抜規程                   | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-5】福原学園学長特別補佐選考規則                  | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-6】九州共立大学経営協議会規程                   | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-7】九州共立大学教育運営委員会規程                 | 【資料 F-10】と同じ |
| 【資料 5-1-8】学長裁定「令和 7 年度九州共立大学教授会の審議事項について」 |              |

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

福原学園の事務組織は、「福原学園組織規則」に規定する法人の事務組織と、「九州共立大学組織規則」に規定する大学の事務組織とで構成しており、各組織が連携・協力を図りながら本学の管理運営体制の根幹を支えている。【資料 5-1-9～10】

法人事務組織には、法人事務局と経営企画本部があり、法人事務局には秘書室、総務課、地域連携推進室を統括する総務部、経理課、管財施設課を統括する財務部があり、理事長・副理事長直轄の経営企画本部には、改革推進室、共通教育支援室、国際交流・留学生支援室および IR 推進室がある。また、理事長直轄の内部監査室を設置している。

大学の事務組織には部局制が敷かれているが、平成 29 (2017) 年度には、事務局、教務部、学生支援部、就職支援部および入試広報部の 1 局 4 部制から、事務局、教務部および学生支援部の 1 局 2 部制とし、令和 5 (2023) 年度に学長直轄の部署として入試広報部を置き 1 局 3 部制に再編した。この部局の下に、事務局には総務課、教務部には教務課、学生支援部にはキャリア支援課、入試広報部には入試広報課を設置している。

事務局には事務局長、各部には部長、各課には課長がそれぞれ事務の責任者として配置されており、令和 3 (2021) 年 4 月から、課長を補佐するため各課に課長補佐を配置した。また、令和 5 (2023) 年 6 月からは、ミドルマネジメントの人材育成のために係長を配置した。【資料 5-1-11】

本学の事務に関する業務執行は、学長の指揮監督のもと、大学事務組織の責任者である事務局長が統括している。前述した事務組織については、事務局長の下に組織しているが、このうち、大学機能の核である教育と学生支援を担う教務部（教務課）および学生支援部（キャリア支援課）については、それぞれ教員が部長および副部長を兼務していることから、学生教育の面と事務の面の両面から諸課題を速やかに解決・実行でき、このような教職協働体制を採ることにより機能性を高めている。

また、令和3(2021)年2月からは、学園が設置する大学間の業務の平準化を図る観点から、「部長等は、学園が設置する大学の専任の職員のうちから学長が選任する。」と規定を改定し、部長職または副部長職については、教員に限らず事務職員からも選任されることとなり、入試広報部長ならびに教務副部長、学生支援副部長は、事務職員が選任されている。【資料5-1-12】

さらに、事務局長は、法人全体の管理運営組織である理事会、評議員会、福原学園常務理事会(以下、「常務理事会」と記す。)、経営戦略会議の構成員であり、審議内容や決定事項等について、速やかに当該事項を所管する部署に周知している。【資料5-1-13】

各課が所掌する事務については、その内容を「九州共立大学組織規則」において明確に規定しており、所掌事務の質や量に応じた適切な人事配置を行っている。人事異動については、毎年度、設置校ごとに策定する「人事計画書」に基づいて、法人事務局で開催される人事ヒアリングで人事配置に関する要望事項等を聴取したうえで実施される。

また、各課所掌の事務の内容に関し、具体的に当該課のどの職員が担当しているかについて、「事務分担表」と称する一覧表によって明確にしておき、事務分担表は、グループウェア上で本学教職員であれば誰でも閲覧できるようになっている。【資料5-1-14】

本学では、基準4-1-①で述べた学長の諮問機関である評議会には事務部門の管理職が構成員として加わっており、教職協働体制を確立している。

法人事務局の事務組織と本学の事務組織については、事務の内容により分担を行っている。本学における教学の改革事業に関する事務については、法人事務局の経営企画本部改革推進室が所掌している。特に、大学の改組計画等の重要案件については、学園全体の将来構想に深く関わることから法人事務組織である改革推進室が主導して進めることとしている。

また、共通教育に関することや国際交流・外国人留学生の受け入れに関することなど九州女子大学・九州女子短期大学との連携・協力が必要な事案については、それぞれ、経営企画本部共通教育支援室、同部国際交流・留学生支援室が所掌し、両大学間の調整を図りながら事務を遂行している。【資料5-1-10, 15】

職員の採用については、「福原学園就業規則」、「福原学園契約職員規程」、「福原学園嘱託職員規程」、「福原学園再雇用職員規程」等の規則により、適切に運用している。また、昇格については、「福原学園昇任昇格規程」により、適切に運用している。

【資料5-1-16~20】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-9】福原学園組織規則	【資料F-10】と同じ
【資料5-1-10】九州共立大学組織規則	【資料F-10】と同じ
【資料5-1-11】事務組織図	
【資料5-1-12】福原学園所管大学図書館及び部長等選任規則	【資料F-10】と同じ
【資料5-1-13】法人会議報告	
【資料5-1-14】事務分担表	
【資料5-1-15】九州共立大学・九州女子大学共通教育機構規程	【資料F-10】と同じ
【資料5-1-16】福原学園就業規則	【資料F-10】と同じ
【資料5-1-17】福原学園契約職員規程	【資料F-10】と同じ

【資料 5-1-18】 福原学園嘱託職員規程	【資料 F-10】 と同じ
【資料 5-1-19】 福原学園再雇用職員規程	【資料 F-10】 と同じ
【資料 5-1-20】 福原学園昇任昇格規程	【資料 F-10】 と同じ

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、教員に対しては、広く知識を授けるとともに、専門の学術および優れた人格を教授する能力・資質を求めており、大学学則に掲げる各学部・学科の教育研究上の目的に相応しい教員による組織編成を基本方針としている。この基本方針を実践するため、本学では、「福原学園就業規則」により、教員の採用については、「福原学園任用規則」を定め、これに基づく「九州共立大学教育職員選考基準」に則り公募している。教員の昇任については、「福原学園昇任昇格規程」および「九州共立大学教育職員昇任要項」を定め、「福原学園大学教員人事計画委員会規則」および「九州共立大学教員人事計画委員会規程」に則り昇任審査を行っている。教員の採用・昇任については、規則および規程等により明確に定め、適切に運用している。【資料5-2-1～7】

本学は、経済学部には経済・経営学科、地域創造学科の2学科、スポーツ学部にはスポーツ学科、こどもスポーツ教育学科の2学科、計2学部4学科の構成である。教育課程を適切に運営するための必要な教員は、大学設置基準第10条の規定による学部の種類の規定に基づき収容定員規模に応じて適切に配置している。平成30（2018）年度から本学に大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻を設置し、大学院設置基準第8条の規定により、スポーツ学部教員が兼ねて担当している。また、令和4（2022）年度から大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻を設置し、スポーツ学研究科と同様に大学院設置基準第8条の規定により、経済学部教員が兼ねて担当している。

令和7（2025）年度の教員配置については、大学設置基準に定める経済学部の必要専任教員数は26人であるが、36人（うち、教授19人）の専任教員を配置しており、同様に、スポーツ学部の必要専任教員数は27人であるが、43人（うち、教授22人）の専任教員を配置している。また、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は27人で、全教育課程で大学設置基準上必要な専任教員数は80人に対し、助教以上の専任教員数は87人（内訳は、教授46人(52.9%)、准教授12人(13.9%)、講師28人(32.2%)、助教0人(0.0%)）で設置基準を大きく上回っており、本学の教育課程上の教員配置について問題はない。

このように、大学設置基準上の必要専任教員数を上回る専任教員を配置しており、教員一人当たりの在籍学生数は全体平均で約33.9人となっている。これは、本学が社会に適応できる自立した職業人を養成することを大学の個性・特色としていることから、各学部の

キャリア教育や領域、コース制による実学的専門教育に対応するために、十分な教員配置を行っているためである。

大学院においては、経済・経営学研究科に経済・経営学専攻およびスポーツ学研究科にスポーツ学専攻を配置した計2研究科2専攻の構成である。教員配置については、大学院設置基準第8条の規定に基づき、経済学部専任教員の中から7人の教員が、経済・経営学研究科教員を兼務し、スポーツ学部専任教員の中から13人の教員が、スポーツ学研究科教員を兼務している。

本学の教員構成に関しては、表 5-2-1 に示すとおり大学全体での年齢別構成比が、50 歳代で 34.5%と、もっとも高くなっているが、これを除いた 30～60 歳代は 16.1～27.6%であり、おおむねバランスが取れている。

表5-2-1 助教以上の専任教員の年齢別構成

年 齢	60歳代以上	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代
人 数	24	30	18	14	1
構成率	27.6	34.5	20.7	16.1	1.1

専任教員の1週当たりの授業時間については、標準授業担当コマ数（1コマ90分）を半期に教授・准教授が原則8コマ以上、講師は原則7コマ以上、助教が6コマ以上と定めている。【資料5-2-8】

また、学部長は原則5コマ以上と減コマ調整する等、学長特別補佐、学科長、コース主任、各部長職等の職位に応じて基準コマ数より減コマ設定をしている。これにより、各教員の授業時間数の平準化を図るとともに、役職者の業務負担に対しコマ数軽減の調整も行い、より大学運営に参画できるような体制づくりにも資するようにしている。

さらに、この各標準コマ数を超えて担当する場合については、教員人事評価にプラス評価として反映している。

なお、上記の標準授業担当コマとは別に、学習支援センターにおける学修支援活動（授業理解支援）をオフィスアワーにおいて全教員1コマ相当分を行うことを義務付けており、学修支援および授業支援への充実を図れるようにしている。

教授および准教授については、標準授業担当コマ数より少ない平均担当授業コマ数となっているが、この職位層は役職者等が多いために減コマ調整しているためである。講師および助教については、ほぼ標準担当コマ数となっており、専任教員の授業担当時間の配分は適切である。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 福原学園就業規則

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-2】 福原学園任用規則

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-3】 九州共立大学教育職員選考基準

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-4】 福原学園昇任昇格規程

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-5】 九州共立大学教育職員昇任要項

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-6】 福原学園大学教員人事計画委員会規則

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-7】 九州共立大学教員人事計画委員会規程

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-8】 教員の標準授業担当コマ数について（通知）

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員の資質・能力等教育研究活動の向上を図るため、組織的なFD活動を展開している。大学設置基準第11条に基づき、「九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、全学的組織として九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会を、学長が指名する委員により構成している。本委員会は、教育の質的向上、授業改善等に向けた諸施策の企画・立案、FDに係る研究会および講習会の企画・運営、学生による授業評価等の企画・実施・改善を担っている。【資料5-3-1】

FD活動の中核として、学内のFD研修会を定例的に実施している。基本的に年2回の開催としており、各年度で大学を取り巻く課題によりその実施内容は異なるが、FD推進意識の向上を図ることを目的としている。

令和6（2024）年度について、第1回FD研修会を、令和6（2024）年7月10日に「令和7年度 科学研究費助成事業申請等説明会」をテーマとして、SD(Staff Development)研修会と合同で開催した。内容としては、令和7年度の科学研究費助成事業申請について、以前に科学研究費助成事業補助金に採択された2人の本学教員が、申請書類等の作成要領などを説明するとともに、事務局長および総務課担当者より公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行い、情報を共有した。

また、第2回目は令和6（2024）年12月25日に「学生の主体的な学びを促す授業運営について」－授業時における受講のあり方の均一化を含めて－をテーマとして開催した。内容は、近年の学生の多様化に伴い、一部学生による学修を妨げる行為（私語・不要なスマホ操作等の受講マナーに反する行為）が増加傾向にあることから、学修に対する意欲を向上させる授業展開と学生を授業に参加させる効果的な授業手法について事例紹介をとおして、今後の授業運営の参考とすることで情報共有を図った。【資料5-3-2～3】

このFD研修会については、全教員の参加を義務付けており（事務職員については日常業務に支障のない限り参加）、欠席者に対しては資料配付や研修会を撮影したDVD視聴等によりレポートの提出を求める等、研修会参加への意識付けを徹底している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-2】 令和 6 年度 第 1 回 FD・第 2 回 SD 合同研修会資料

【資料 5-3-3】 令和 6 年度 第 2 回 FD 研修会資料

### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

福原学園では、平成 21 (2009) 年度から教職員全員を対象とした人事評価制度を導入し、昇給・昇格等の人事処遇に反映させている。事務職員については、毎年 3 月に当年度における業務遂行度について評価者（上司）が「福原学園人事評価規程」に規定する評価要素に基づいて評価を行う。評価要素は、「成果」と「プロセス」に大別され、「成果」については、「仕事の質」と「仕事の量」の要素に、「プロセス」については「規律性」「責任性」「協調性」「積極性」の各要素に、それぞれ 2~4 の着眼点が設定されており、評価者（上司）は被評価者（部下）の日々の業務内容や取り組み姿勢を勘案しながら絶対評価を行い、評価点基準に従って±1 点の範囲内で点数化する。評価者の評価結果については、経営戦略会議の下に設置された「事務職員等人事評価委員会」において、評価者それぞれが独立の立場で評価することに伴う評価の誤差が調整された後に、等級別に相対評価が行われ、昇給等の人事処遇に反映させる成績評語（SABCD の 5 段階）が決定する。【資料 5-3-4】

この人事評価を実施するにあたっては、これに関連するツールを設け、定期的な上司と部下の面談を促すことによって、部下の資質・能力、上司の部下育成能力の向上に努めている。4 月には上述の人事評価結果について、「フィードバック面談」を行い、昨年度における仕事の成績を正しく自覚させ、今年度に向けた動機付けを行っている。被評価者（部下）は自らの職位と担当する業務について自己チェックを行い、これを踏まえた当該年度の課題を抽出し個人の目標を記載する「自己チェックシート」を作成したうえで、あらためて面談を実施し、上司と部下による個人目標の共有を行っている。【資料 5-3-5】

さらに 11 月には「自己申告制度」を実施している。これは、職務や職場に関する希望と意見を収集し、本人の処遇と能力開発に役立てることを目的としたもので、課長相当職以下の者について、「自己申告表」を作成・提出させ、この自己申告表に基づいて上司との面談を実施し、上述の自己チェックシートとは異なる側面からの「自己評価」に対する助言を行い、人事評価の基礎情報を収集している。【資料 5-3-6】

事務職員の資質向上を目的とした研修は、経営戦略会議の下に設置された「福原学園職員研修委員会」において、「福原学園職員研修委員会規程」に基づき、教員および事務職員の研修体系を組織的に構築し体系的に実施している。研修は、本委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC、文章力およびビジネスマナーのスキルアップ研修や人事評価者研修等を実施している。階層別研修では、接遇・ビジネスマナー等の社会人基礎を学ぶ「初任者研修」、40 歳以下の職員の自己活性化を促す「若手職員育成セミナー」、昇格した者を対象とした「中堅職員育成セミナー」、将来の管理職候補として選別された者を参加させる「管理職養成セミナー」がある。【資料 5-3-7】

そのほか、本学では学外研修への参加も奨励しており、教務・教職事務、経理事務、学生指導および就職指導等の専門業務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に積極的に参加させ、能力の向上に努めており、コロナ禍以降においては、オンラインによる研修参加を含め研修の機会を確保した。さらに、外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、学園のグループウェア上で本学教職員であれば誰でも閲覧できるようになっている「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図っている。

また、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため、教育職員および事務職員に必要な知識および技能の習得を目的とした SD 研修会を定期的を開催している。令和 6 (2024)

年度においては、年度当初に「九州共立大学の改革について」と題して、学長自らが教員および事務職員に対して学長方針を説明し、期中において、「学園全体と九州共立大学の財務状況の把握・分析」をテーマとした財務状況に関する財務研修会を行うとともに、研究活動の促進を目的として科学研究費助成事業申請等説明会を行っている。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 5-3-4】 福原学園人事評価規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-5】 自己チェックシート（様式）

【資料 5-3-6】 自己申告表（様式）

【資料 5-3-7】 福原学園職員研修委員会規程 【資料 F-10】 と同じ

**5-4. 研究支援**

**①研究環境の整備と適切な管理運営**

**②研究倫理の確立と厳正な運用**

**③研究活動への資源の配分**

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営**

本学は、平成 29（2017）年度に「生涯学習研究センター」「総合研究所」「地域連携推進室」の 3 つの組織を統合した「地域連携推進センター」を設置した。また、令和 2（2020）年度には、スポーツ栄養の教育・研究や地域連携を深め、スポーツ栄養学の発展に寄与することを目的として、「スポーツ栄養研究センター」を設置した。【資料 5-4-1～2】

地域連携推進センターでは、本学が包括的地域連携協定を締結している自治体等の機関および協力関係にある自治体との連携により、地域連携事業における研究の場を提供している。スポーツ栄養研究センターにおいても、スポーツ栄養に関心ある企業との積極的な共同研究の推進により、共同研究の場を提供している。

また、本学は、平成 30（2018）年度大学院スポーツ学研究科および令和 4（2022）年度経済・経営学研究科を設置した。研究科の設置に伴い、学生が適切な環境で研究できるよう「院生研究室」および「院生ゼミ室」を整備し、開設前年度から什器等の購入とともに充実を図っている。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 5-4-1】 九州共立大学地域連携推進センター規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-4-2】 九州共立大学スポーツ栄養研究センター規程 【資料 F-10】 と同じ

**5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

本学では、平成 27（2015）年度に、「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」および「九州共立大学研究活動不正防止委員会要項」を制定し、研究活動不正防止委員会を設置して研究倫理教育を実施している。【資料 5-4-3～4】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3

(2021)年2月1日に改正されたことから、本ガイドラインへの対応のため「九州共立大学公的研究費の運営・管理に関する規程」、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針（学長裁定）」および「教職員の公的研究費に関わる行動規範」を一部改正した。

また、この改正に伴い九州共立大学公的研究費不正防止計画、公的研究費に関するコンプライアンス教育および啓発活動実施計画を作成した。さらに、監事の対応として、監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の常務理事会等への定期的な報告等を要件化し、内部監査室の対応として、監事および会計監査人との連携強化を図った。

**【資料5-4-5～9】**

一方、本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の平成27（2015）年4月からの運用開始にあわせ、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」に基づいて、「九州共立大学研究活動不正防止委員会」を設置している。

平成28（2016）年度からは、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の通読に加え、日本学術振興会が運営している「研究倫理 e-learning [eL CoRE]」を研究倫理教材と定め、全教員が受講した。また、[eL CoRE]による修了証書の有効期間を修了日から3年を経過する年度の末日までとし、以降、規定された期間に基づいて研究倫理教育を実施している。

このほか、毎年実施している「科学研究費助成事業申請等説明会」においても、コンプライアンス推進責任者である事務局長から、研究倫理の遵守について説明し、教員の研究倫理の意識の向上を図っている。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料5-4-3】九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程

【資料F-10】と同じ

【資料5-4-4】九州共立大学研究活動不正防止委員会要項 【資料F-10】と同じ

【資料5-4-5】九州共立大学公的研究費の運営・管理に関する規程 【資料F-10】と同じ

【資料5-4-6】公的研究費の不正防止等に関する基本方針（学長裁定）

【資料5-4-7】教職員の公的研究費に関わる行動規範

【資料5-4-8】九州共立大学公的研究費不正防止計画

【資料5-4-9】公的研究費に関するコンプライアンス教育および啓発活動実施計画

**5-4-③ 研究活動への資源の配分**

**(1) 資源配分**

本学では、研究活動の活性化を図るため、個人研究費を教員（助教以上）に配分しているが、科学研究費助成事業等競争的資金に申請した場合、さらに研究費を加算する制度を設けており、配分方針については毎年度見直している。

加えて、学長の大学改革理念に基づき、教育の質的転換、地域発展、大学間連携などの改革に対する全学的・組織的取り組みに対する支援を強化するため、特別教育研究費（学長政策費）を重点的に配分している。令和5（2023）年度の特別教育研究費のプログラムからは、「地域連携事業プログラム」、「スポーツ栄養研究に関するプログラム」、「折尾まちづくり記念館に関するプログラム」に加え、過年度から設定の「教育・学習

方法等改善に関するプログラム」を改め、カリキュラム・ポリシーに基づき学修成果を最大限に引き出すために、担当授業の改善を進めようとしている教員の取り組みを支援する「授業改善に関するプログラム」を新たに設定した。【資料 5-4-10～11】

## (2) 外部資金の導入

教育・研究活動の活発化のための外部資金導入に向けた取組としては、科学研究費補助金の獲得に向けた学内説明会を年 1 回実施している。これにより、科研費補助金の仕組み・ルールを周知し、教員に申請を促すことで申請者増加に繋げている。

【資料 5-4-12】

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-10】 令和 7 年度特別教育研究費（学長政策費）の申請について

【資料 5-4-11】 令和 6 年度特別研究費研究報告書

【資料 5-4-12】 科学研究費補助金の説明会資料

## 【基準 5 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

全学的な FD 活動における特色ある取組として、毎年実施する研修会では、前年度の科学研究費補助金を獲得した教員に、「科研費申請のポイント」をテーマに講演を依頼している。この講演を通じて、各教員は、科学研究費申請の具体的なポイントや留意点を学ぶ機会を得ており、この取組は、研究力向上や申請支援に資するものとなっている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、令和 6（2024）年度の学長方針において、「授業時における受講のあり方の均一化」が示され、このことを踏まえ、教務部から「授業時間の厳守およびシラバスに基づく授業 15 回の実施等について（令和 6 年 5 月 24 日通知）」において、授業内容の充実、および授業に参加していない学生への教育と指導に関し、全教員へ通知した。しかしながら、近年の入学者の増加や、学生の多様化に伴い、一部の学生による学修を妨げる行為（私語・不要なスマホ操作等）が増加傾向にある。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

FD 委員会において、組織的に適切な授業運営に取り組むため、学修を妨げる行為等に対する指導および対処について、「学修を妨げる行為等に係る申合せ」を FD 委員会委員長裁定として定めた。また、学生の学修意欲を向上させる授業展開と、授業を妨げる行為への徹底した指導に取り組むため、「学生の主体的な学びを促す教育方法のガイドライン」（教員用通知）を策定した。学生に対しては、授業妨害について理解させつつ、節度ある態度で授業に取り組む必要があることを伝えるため、授業妨害の定義、および授業妨害に対する指導等を視覚的に分かりやすく通知し、令和 6（2024）年度後期から運用を開始している。令和 6（2024）年度に行った第 2 回 FD 研修会においては、「学生の主体的な学びを促す授業運営について—授業時における受講のあり方の均一化を含めて—」をテーマに、具体的な授業手法について、2 名の教員が発表した。全学的な FD 活動は、今後とも FD 委員会主体の取組を継続する。さらに、FD 活動と教務委員会等関係委員会

との連携を図り、FD 実質化の検証体制の確立や、内部質保証および学修成果測定に係る評価の視点を強化する。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

この「学校法人福原学園寄附行為」（以下、「寄附行為」と記す。）ならびに大学学則に基づき、「福原学園組織規則」をはじめとする「九州共立大学組織規則」「福原学園就業規則」ならびに各種会議規則等の諸規程を適切に定め、規律と誠実性を維持して経営・運営している。【資料 6-1-1～5】

福原学園は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿を作成し、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準を、ホームページを通じて公表している。

また、建学の精神をはじめ、教育研究上の目的や3つのポリシー、施設・設備の状況など、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等の状況についての情報を、ホームページ等を通じて公表している。

さらに、私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴い、「学校法人福原学園内部統制システムの整備の基本方針」を理事会決議により制定し、その基本方針に沿って諸規定を整備している。【資料 6-1-6】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 6-1-2】 九州共立大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 6-1-3】 福原学園組織規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-1-4】 九州共立大学組織規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-1-5】 福原学園就業規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-1-6】 学校法人福原学園内部統制システムの整備の基本方針	

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

学園内の環境保全については、「福原学園安全衛生管理規程」に「職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」と規定されており、同規程に基づく衛生委員会を組織している。【資料 6-1-7】

労働安全衛生法に基づく衛生管理者について、「福原学園衛生管理者の選任に関する要綱」に基づいて適切に選任された衛生管理者は、上述した衛生委員会の委員による定期巡

視をはじめ、AED（自動体外式除細動器）講習会、熱中症予防講習会等を開催し、本学を含む福原学園の教職員を対象とした講義と実技を開講するなど実践的な活動をしている。

【資料 6-1-8】

人権への配慮については、新年度に実施される新生オリエンテーションでハラスメント防止に関する指導をするとともに、九州共立大学ハラスメント防止委員会の設置、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づくハラスメント相談員を選出している。

また、「九州共立大学ハラスメント防止委員会要項」に規定する委員会の任務に沿って、「ハラスメントに関するリーフレット」の配布を行い、学生も含め福原学園全体で組織的に対応している。【資料 6-1-9～11】

危機管理の体制の整備として、対応等を記載した「福原学園防火防災管理規程」を定め、法人事務局総務課が主体となり、学園全体での防災訓練を、年に1度地元の消防署と連携して実施してきた。

平成 27（2015）年度からは、法人事務局と連携して学園全体の教職員を対象に大規模地震の発生等の災害を想定した防災訓練を実施してきたが、コロナ禍の影響により、令和 5（2023）年度は実施を見送った。このほかにも、防災に関する要領をまとめた「防火防災対策マニュアル」を作成し、防火防災体制を整備している。【資料 6-1-12～13】

また、情報セキュリティ対策については、個人の権利利益およびプライバシーの保護のため、改正個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日施行）に則した「福原学園個人情報の保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的な対策を講じている。さらに、事務システムを利用した事務処理については、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項」に則り、ネットワークを管理運用している。【資料6-1-14～15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-7】 福原学園安全衛生管理規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-8】 福原学園衛生管理者の選任に関する要綱 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-9】 九州共立大学ハラスメント防止委員会要項 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-10】 福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程

【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-11】 ハラスメントに関するリーフレット

【資料 6-1-12】 福原学園防火防災管理規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-13】 防火防災対策マニュアル

【資料 6-1-14】 福原学園個人情報の保護に関する規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-1-15】 福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項 【資料 F-10】 と同じ

## 6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

福原学園には、意思決定機関として、理事会、評議員会、常務理事会を設置するとともに、理事長の諮問機関として福原学園経営戦略会議を設置し、同会議の下に福原学園中期経営計画委員会および福原学園教育研究環境整備委員会等を設置している。また、経営と教学の意見交換の場として福原学園教学運営懇談会を設置している。

理事会、評議員会および経営戦略会議に関しては、透明性確保の観点から、学園ホームページ上で審議事項・協議事項を教職員に公開している。また、各会議での詳細な内容は、本学では評議会において報告し、教職員に周知している。

また、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行された私立学校法の改正に伴い、学校法人のガバナンスを高め、不適切な法人運営を未然に防ぐため、管理運営制度の抜本的な改善を図ることを目的として、「寄附行為」の改正を行った。

理事会の決議は、法令および「寄附行為」に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとした。また、迅速な意思決定を図るため、理事会を毎月開催するほか、必要な場合は臨時に開催している。理事の人数については、「寄附行為」第 6 条により、理事 9 名以上 10 名以内および監事 2 名と規定している。理事の選任は、寄附行為第 8 条により、①九州共立大学及び九州女子大学の学長並びに自由ヶ丘高等学校の校長のうちから理事選任機関において選任した者 1 名、②前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 8 名以上 9 名以内と規定している。監事の選任については、寄附行為第 23 条により、評議員会の決議によって選任する。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものと規定している。

理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の議決によって選任する。理事長を解職するときも、同様とする。また、理事長を除く理事のうち 1 名を副理事長とし、理事会の決議によって選定し、副理事長をもって私立学校法第 37 条第 3 項の代表業務執行理事とする。理事（理事長および代表業務執行理事を除く。）のうち 2 名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選任すると規定している。副理事長および業務執行理事の解職するときも、同様すると規定している。理事の資格および構成に関することは、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないと規定している。

理事会の下に常務理事会を置き、理事会で決定するこの法人の業務について予備審査を行い、理事会に付議すべき議案を決定するとともに、この法人の日常の業務を決定し、執行している。

理事会は原則として月 1 回以上、常務理事会は原則理事会開催の一週間前に開催、評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要に応じて開催することとしており、令和 6（2024）年度において理事会は 12 回、常務理事会は 14 回、評議員会は 6 回開催し、法人の管理運営に関して適宜意思決定を行っている。

なお、令和 6（2024）年度の理事会における理事の実質出席率は 93.5%であるが、寄附行為第 20 条第 4 項に規定する「理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わる

ことができる。」という条項に照らすと出席率は100%となり、適正に運営している。

経営戦略会議については、令和6（2024）年度において12回開催し、大学改革および学生募集戦略に関すること等、学園全体の経営に関する戦略の方針を協議している。

【資料6-2-1～7】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 福原学園理事会会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-2】 福原学園評議員会会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-3】 福原学園常務理事会規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-4】 福原学園経営戦略会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-5】 福原学園中期経営計画委員会規程	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-6】 福原学園教学運営懇談会要項	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-2-7】 学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-10】 と同じ

### 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

理事長の諮問機関として設置している経営戦略会議、さらにその下に設置している各種の委員会・部会の恒常的な組織体制を維持し、迅速かつ機能的に戦略的意思決定を行うよう努めている。

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

福原学園には、「寄附行為」に基づいて、法人全体の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置している。【資料 6-3-1～4】

また、理事長の諮問機関として主に福原学園全体の運営について審議する福原学園経営戦略会議、さらに、経営と教学の意見交換の場として福原学園教学運営懇談会を設置している。法人が主宰する管理運営組織には、本学の学長、事務局長が理事ならびに委員として出席し、また、福原学園教学運営懇談会においては、福原学園が設置する大学の学部長等も出席し執り行われており、本学の意思の反映に努めている。【資料 6-3-5～6】

理事会、評議員会、および経営戦略会議の審議事項や協議事項については、各会議の透明性の確保の観点から、学園ホームページ上で教職員に公開している。

また、各会議での詳細な内容は、本学の評議会において事務局長が報告し、評議会メンバーが各学部や部局に持ち帰って報告することにより、大学すべての構成員に周知している。さらに、令和6（2024）年6月28日、福原学園の全教職員が集う学園総会を開催し、理事長が所信表明、大学・高等学校の長および附属幼稚園3園の長が当該所属における事業計画等を具体的に説明し、教職員への周知を図っている。

## 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-3-2】 福原学園理事会会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-3-3】 福原学園評議員会会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-3-4】 福原学園常務理事会規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-3-5】 福原学園経営戦略会議規則	【資料 F-10】 と同じ
【資料 6-3-6】 福原学園教学運営懇談会要項	【資料 F-10】 と同じ

## 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

福原学園の監事は、「寄附行為」第 23 条ならびに第 24 条により、評議員会の決議によって選任すると規定している。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものと規定している。また、監事の資格として私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項ならびに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならないとしている。加えて、「学校法人福原学園寄附行為施行細則」第 17 条第 3 項により、監事は、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならないとして規定している。【資料 6-3-7】

監事の職務は、本法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の状況を監査するとともに、本法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会および評議員会に提出し、その場で意見を述べるができる。また、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、法令又は寄附行為の重大な違反が生じるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣に報告することを規定している。

平成 30 (2018) 年 1 月に「福原学園監事監査規則」を制定、常勤監事を配置して、チェック体制の強化を図っている。さらに、必要に応じて意見交換または監査業務の効率的運営を図るため、監査連絡会を置くことができるようにした。令和 6 (2024) 年度の理事会における監事の出席率は 87.5%であり、必要に応じて意見を述べている。【資料 6-3-8】

令和 6 (2024) 年度の監事の業務監査について、公認会計士、内部監査室とも連携して、関係職員等から業務状況の聴取、理事会等会議への出席、議事録の閲覧、会計帳簿、書類等の調査、その他必要と認めた調査手続きを実施した結果、不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認められている。

福原学園に設置する評議員会は、「寄附行為」第 33 条第 1 項により、本法人の職員 4 名、本学、九州女子大学・九州女子短期大学それぞれ卒業した者で 2 名、学識経験者 6 名の計 12 名で構成しており、寄附行為第 38 条に規定する重要事項について、理事長からの諮問に基づき意見を述べている。特に本法人の職員 4 人の中には、本学の事務局長 1 人が選出されており、本学の現状とあるべき姿を十分に踏まえた意見を表明している。【資料 6-3-9】

令和 6 (2024) 年度の評議員会における評議員の実質出席率は 89.2%であるが、寄附行為第 47 条第 4 項に規定する「評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わ

ることができる。」という条項に照らすと出席率は100%となり、適正に運営している。

中期経営計画における各事業計画アクションプランの進捗状況のチェックにあたっては、事業計画アクションプラン担当者が作成した進捗状況報告書について、まず福原学園中期経営計画委員会の下に設置している部会において審議し、次にその内容は各設置校の事務局長等がメンバーとして参画している中期経営計画委員会において審議したうえで経営戦略会議に上程される。【資料 6-3-10】

このように本学と法人との間で相互チェックを行う体制を構築することで、福原学園のミッションと大学のビジョンの実現に向けたより強固な取り組みを可能としている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-7】 学校法人福原学園寄附行為施行細則 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-3-8】 福原学園監事監査規則 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-3-9】 学校法人福原学園寄附行為 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-3-10】 福原学園中期経営計画委員会規程 【資料 F-10】 と同じ

### 6-4. 財務基盤と収支

#### ①財務基盤の確立

#### ②収支バランスの確保

#### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

##### (1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

##### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-4-① 財務基盤の確立

令和 6（2024）年度を初年度とする 5 年間の第 4 次中期経営計画の中に、事業計画・人事計画・施設設備計画を関連させた収支計画を策定しており、予算編成においては基本方針に沿って策定し、収支バランスを考慮し財務基盤の強化に努めている。さらに、「年度計画」「年度アクションプラン」を策定し、年度ごとに進捗管理を行っており、計画実現のための PDCA サイクルを確立させ、見直し、改善に向けた取り組みを継続し行っている。

令和 6（2024）年度末の貸借対照表関係比率による本学園の財務状況は、純資産構成比率が 86.4%と年々増加しており、自己財源は充実している。一方、負債比率は 15.8%と年々減少し安定した財務基盤を確立できている。【資料 6-4-1】

#### 6-4-② 収支バランスの確保

福原学園の直近 3 ヶ年の収支バランスについて、まず、本学の財務の現状と推移を表 6-4-1 によってみる。

収入の部において、学生募集活動の成果によって入学者が安定的に確保できており、経常収支差額比率が、令和 4（2022）年度は 17.6%、令和 5（2023）年度は 19.2%、令和 6（2024）年度は 15.3%と収支バランスは保たれている。

表 6-4-1 本学の経常収支の推移表

単位：百万円

	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度
教育活動収入の部計	3,609	3,573	3,558
教育活動支出の部計	2,975	2,887	3,018
教育活動収支差額	635	686	540
<b>教育活動収支差額比率</b>	<b>17.6%</b>	<b>19.2%</b>	<b>15.2%</b>
教育活動外収入の部計	3	3	7
教育活動外支出の部計	0	0	0
教育活動外収支差額	3	3	7
経常収入	3,612	3,576	3,565
経常支出	2,975	2,888	3,018
経常収支差額	637	688	547
<b>経常収支差額比率</b>	<b>17.6%</b>	<b>19.2%</b>	<b>15.3%</b>

次に本学の収支状況に続いて、他の設置校を含む法人全体の現状と推移を表 6-4-2 に示す。第 4 次中期経営計画の初年度にあたる令和 6（2024）年度において、経常収支差額比率は 2.2% という結果である。事業計画アクションプランの成果指標として【資料 6-4-6】目標値は 0.1% であったため、計画を上回り適正な財務運営を実現することができている。

また、令和 3（2021）年度までは第 3 次福原学園教育研究施設設備計画に基づき、他の設置校において学園キャンパス内の大規模改修工事を行う計画であったため、支出超過はやむを得ないものとして計画し、大規模改修工事が終了する令和 4（2022）年度以降に収入超過を見込んでいたが、入学者および補助金の増加により、一年前倒しとなり 4 年連続で収入超過に転じることができた。【資料 6-4-2】

表 6-4-2 法人全体の経常収支の推移表

単位：百万円

	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度
教育活動収入の部計	7,606	7,388	7,407
教育活動支出の部計	7,229	7,076	7,244
教育活動収支差額	376	312	164
<b>教育活動収支差額比率</b>	<b>4.9%</b>	<b>4.2%</b>	<b>2.2%</b>
教育活動外収入の部計	6	6	14
教育活動外支出の部計	16	15	13
教育活動外収支差額	△10	△9	1
経常収入	7,612	7,394	7,421
経常支出	7,246	7,091	7,257
経常収支差額	366	303	164
<b>経常収支差額比率</b>	<b>4.8%</b>	<b>4.1%</b>	<b>2.2%</b>

さらに、本学の財務基盤をより強固にするために、補助金および寄付金等の外部資金の

獲得についても積極的な取り組みを継続している。令和 6（2024）年度には、空調整備工事に対する「私立学校施設設備費補助金」1 億円の補助金を受け、「私立大学等改革総合支援事業」においては、「タイプ 1：教育の質的転換」に 3 年連続で採択された。

寄付金の獲得拡大について新たに寄付募集検討部会を設置し、資金運用については、「福原学園金融資産運用規則」に基づき、安全性を重視した運用に努めている。【資料 6-4-3】

科学研究費補助金については、学内において採択された教育による発表会を実施するなど獲得への取り組みを強化することで応募件数・採択件数ともに増加しており、令和 6（2024）年度は、応募 39 件中、新規採択 2 件、継続 16 件であった。

その他の外部資金の導入について、令和 6（2024）年度は、自治体・企業より 8 件、18,289,200 円の助成金や受託研究の受入があった。

#### 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

福原学園の本格的な中期財政計画の策定は、平成 21 年（2009）年度に策定した 4 ヶ年（平成 22（2010）年度～平成 25（2013）年度）にわたる第 1 次中期財政計画が最初である。その後、第 2 次中期財政計画、第 3 次中期経営計画を令和 5（2023）年度をもって終了し、財務上の数値目標を達成している。現在は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間にわたる第 4 次中期経営計画の 2 年目をスタートさせたところである。

この計画では、建学の精神に基づいた教育活動を行うために第 3 次中期経営計画における成果指標を掲げた取り組みを基本的に継承している。また、収支計画については、最終年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質づくりの構築を目指し、設置校別に年度ごとの収支計画を明示し、適切な財務基盤の安定化に取り組んでいる。【資料 6-4-4～6】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】第 4 次中期経営計画（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）

【資料 F-10】と同じ

【資料 6-4-2】法人全体の事業活動収支 5 ヶ年推移表（R 元年度～R5 年度）

【資料 6-4-3】福原学園金融資産運用規則 【資料 F-10】と同じ

【資料 6-4-4】第 1 次中期財政計画（H22 年度～H25 年度） 【資料 F-9】と同じ

【資料 6-4-5】第 2 次中期財政計画（H26 年度～H30 年度） 【資料 F-9】と同じ

【資料 6-4-6】第 3 次中期経営計画（2019 年度～2023 年度） 【資料 F-9】と同じ

### 6-5. 会計

#### ①会計処理の適正な実施

#### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

##### (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-5-① 会計処理の適正な実施

福原学園の予算編成および予算執行に関することは、「福原学園予算管理規程」に定め、

経理処理に関することは、「福原学園経理規則」および「福原学園経理規則施行規程」に定めている。法人および本学の予算編成および予算執行ならびに経理処理に関することは、関連する規則、規程に基づいて適正に実行している。主要な枠組みについては、以下のとおりである。【資料 6-5-1~3】

- (a) 予算科目は枠配分方式と個別査定に大別され、さらにそれぞれ 14 項目または 6 項目の事業目的科目別に細分化している。
- (b) 予算編成方針は、予算責任者（法人事務局長）が理事長の意向に基づいて編成日程、注意事項とともに各所属に通知する。
- (c) 各所属の予算責任者（大学では事務局長）は、予算部署（学部・科・課等）からの予算要求を聴取・整理のうえ所属予算原案を作成し、学長の承認を経て法人の予算責任者（法人事務局長）に提出する。
- (d) 理事長指名理事および予算責任者（法人事務局長）は、各所属からの予算原案を聴取して、枠配分予算要求に対しては予算枠総額の妥当性を査定し、個別査定方式の予算要求に対しては内容を逐一聴取し、必要に応じて実地視察を実施したうえで査定し、所属予算を総合して法人としての予算原案を作成して、理事長の承認を得る。
- (e) 予算編成時に予測できなかった事由により、予算の追加、科目の変更などが生じる場合、補正予算を編成している。
- (f) 予算の執行手続きはすべて予算を管理する課・室等の予算部署が起案する支出稟議書によって執行が行われる。
- (g) 支出稟議書の決裁権限は、「福原学園専決規則」において支出予定額と職位の組み合わせによって定められている。
- (h) 金銭の支払いは、所属総務課で作成した会計伝票に決裁権者の決裁を受けた支出稟議書を添付して法人事務局経理課に回付し、法人事務局経理課長の承認を得て実行している。

#### 【エビデンス集・資料編】

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 【資料 6-5-1】 福原学園予算管理規程   | 【資料 F-10】 と同じ |
| 【資料 6-5-2】 福原学園経理規則     | 【資料 F-10】 と同じ |
| 【資料 6-5-3】 福原学園経理規則施行規程 | 【資料 F-10】 と同じ |

#### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行された私立学校法改正に伴う「寄附行為」の改正において、会計監査人に関する規定を整備した。会計監査人の選任は、評議員会の決議によって選任すること規定している。また、会計監査人の職務は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して、会計監査報告を作成、監事および理事会に提出すると規定している。

私立学校振興助成法に基づく外部監査は毎年度受けている。この監査は、公益法人および学校法人に特化した監査法人によって、年間 27 日程度、延べ人員約 100 人体制で実施されており適切である。福原学園の監事は「学校法人福原学園寄附行為施行規則」に基づいて、2 人のうち 1 人は弁護士である。財産状況の監査については、監事は監査法人との

監査方針を事前に聴取するほか、決算終了時に監査手続き実施結果と問題点を監査法人と協議する。

また、業務の監査については、おおむね毎月開催される理事会で審議状況・決議事項を把握し、「事業報告」の内容を監査している。なお、予算執行の進捗状況については、各理事・監事は理事会ごとに報告される「月次収支報告書」によって把握している。

内部監査については、「福原学園組織規則」において内部監査室を設置して内部監査室長を配置し、「内部監査規程」を整備している。また、平成 29（2017）年度から監事 2 人のうち 1 人を常勤化し、「福原学園監事監査規則」を策定した。【資料 6-5-4~8】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-4】 月次収支報告書

【資料 6-5-5】 九州共立大学ホームページ開示

(大学紹介⇒情報公開⇒法人および学校の基本情報⇒財務状況)

【資料 6-5-6】 令和 6（2024）年度監査報告書

【資料 6-5-7】 内部監査規程 【資料 F-10】 と同じ

【資料 6-5-8】 福原学園監事監査規則 【資料 F-10】 と同じ

#### 【基準 6 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特にない。

##### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人全体の財務状況は良好であるものの、併設校である九州女子大学および九州女子短期大学では、18 歳人口の減少に伴い入学定員充足による学生生徒等納付金収入の確保に苦戦し赤字が続いている。

また、外部資金の獲得について、とりわけ経常寄付金比率は、直近 5 ヶ年の全国平均が 1.5%に対し本学は 0.2%と低く推移している。

##### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学納金について、令和 8（2026）年度より九州共立大学および九州女子大学で年額 30,000 円の値上げを決定し、学納金の増収を目指している。

外部資金の獲得拡大について、新たに寄付募集検討部会を設置し、寄付者が「何に対して支援（寄付）をするか」という帰属意識を持ってもらうために「テーマ募金（寄付）」を構築し、令和 8（2026）年 4 月からの開始に向けて準備を進めている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携・社会貢献

##### A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供

##### A-1-② 生涯学習の機会提供

##### A-1-③ 地域と連携した支援活動

##### A-1-④ 地域社会との協力関係

##### A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供

大学施設は、授業や業務に支障のない限り、地域社会・団体への開放を積極的に行っている。特に、スポーツ学部の教育環境整備と連動するスポーツ関連施設は、公式試合が可能な設備を整え開放することにより、地域社会・団体のスポーツ振興に貢献している。

##### A-1-② 生涯学習の機会提供

社会との連携活動に関する学内情報の一元管理と学内外に対する情報発信ならびに地域連携を目的とした新たなプロジェクトを展開するために、平成 27（2015）年 4 月 1 日付けで「地域連携推進室」を設置した。また、平成 29（2017）年 4 月からは、「生涯学習研究センター」の機能を核とし、産業界等との研究協力および学術交流の推進を目的として設置した「総合研究所」、ならびに大学が行う地域連携活動に係る学内情報の一元管理と対外的な窓口業務や連絡調整を行う「地域連携推進室」の 3 つの組織を統合した「地域連携推進センター」への組織変更を行った。地域連携推進センターは、大学の知識・人材を活用した「地域連携・貢献」「研究推進」「生涯学習」の各事業を一体的に行うことにより、地域の活性化および人材育成の一翼を担うことで「地域に開かれた大学」の定着を目的としている。【資料 A-1-1】

地域における生涯学習社会の実現を図るうえで、生涯学習に関する公開講座や大学機能を活用した生涯学習事業の提供を以下のとおり行っている。

###### (1) 公開講座

大学が所有する様々な施設・設備や学術的情報等を活用し、さらには九州女子大学教員と連携のうえ、語学、芸術、スポーツ、音楽など多様な専門分野の講座を、地域住民の学習意欲に応える「公開講座」として開設当初から継続し開講している。令和 6（2024）年度は 6 講座を開講し、受講者数は延べ 626 人である。【資料 A-1-2】

###### (2) 地域の生涯学習活動の推進

地域の生涯学習活動の推進として、北九州市ならびに社会福祉団体等の生涯学習事業に共催するとともに、積極的に大学教員の講師派遣や大学施設の提供などを行っている。

主な活動として、「北九州市民カレッジ」、「シニアサマーカレッジ」、「スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会」を継続的に行ってきたが、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。コロナ禍後の令和4(2022)年度以降は、「北九州市民カレッジ」および「スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会」を再開している。

① 北九州市民カレッジ

北九州市立生涯学習総合センターと連携して行う事業で、市民の高度で専門的な学習ニーズに対応した学習機会を提供し、自己実現の促進、地域社会の活動向上および生涯学習社会を担う人材の育成を図ることを目的としている。【資料 A-1-3】

② スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会

北九州市スポーツ協会と本学との連携講座として実施している。

### A-1-③ 地域と連携した支援活動

地域連携推進センターにおいて、地域の各団体との連携活動に関わる協定あるいは覚書を締結し、「まつり岡垣」、「堀川いっせい清掃」、「地島プロジェクト」などの地域連携事業を推進した。

(1) 地域連携事業

地域連携推進センターの管理運営を図るため設置の「地域連携推進センター運営委員会」において、地域と本学のマッチング等の内容ならびに活動方針を協定締結団体との連携事業の選択と実施計画などについて協議し、令和6(2024)年度において連携事業の具体的な計画を策定したが、計画した42事業のうち、他事業との実施時期の重複などにより、20事業が未実施・不参加となった。【資料 A-1-4】

(2) 地域連携に関わる協定の締結

地域連携事業を実施する全学的な体制を整え、地域の多様なニーズへの対応が円滑に行えるようになったことから、地域の各団体に対して連携関係の構築を積極的に広報し、令和6(2024)年度末現在において19団体と連携活動に関する協定を締結している。

協定を締結している団体との意見交換等を通じて連携関係を深めるとともに、活動を円滑に推進することを目的として、各自治体や各団体の地域連携担当者による「地域連携協議会」をコロナ禍後に再開した。地域連携協議会においては、地域活性化や学生のボランティア活動および人材育成の取り組みなどについて、意見交換や情報交換を行っている。

(3) 地域貢献・ボランティア活動

使命・目的で述べたように本学は社会に奉仕できる人間形成を目指す教育を行っており、学部やゼミクラスを主体として、学生が地域社会と連携して行うボランティア活動を奨励している。また、生涯学習活動以外にも地域社会からの要請に対応して積極的に人的資源を提供している。令和6(2024)年度における主な活動は以下のとおりである。

① 住民に「潤い」と「憩い」の場を提供する「まつり岡垣」

岡垣町住民が主体的に参加し交流する機会をつくることや、地域振興に対する意識の高揚、町民一人ひとりの融和を図ることを目的とした「まつり岡垣」に、本学学生が参加し地域住民と一体となりイベントに取り組むことにより、様々な職種や団体の住

民とふれあい、地域課題について学んでいる。

② 北九州市八幡西区「堀川まちおこし事業－堀川まちおこしっせい清掃」

この取り組みは、平成 30（2018）年度から北九州市八幡西区の地域経済活性化事業として堀川流域の各団体と連携した清掃活動で、毎年学生サークルの「ちょボラ部」の部員も参加して貢献している。

③ 地島プロジェクト

過疎化が進む離島である地島（宗像市）の地域活性化を目的に、本学学生と宗像市（ボランティア団体）が連携・協働して地島の社会資本や地域資源を活用しながら、地島小学校における次世代育成プログラムの実施、地島産サツマイモの栽培、収穫、製品化およびプロモーションを展開した。本プロジェクトを通して、離島の地域課題の解決に貢献するとともに、本学学生は、社会を生き抜く市民性を涵養する貴重な機会を得ている。

#### A-1-④ 地域社会との協力関係

本学では地域社会と学生が交流する事を目的として、毎年 6 月に開催される「折尾まつり」の運営に大学祭実行委員会が協力している。令和 6（2024）年度は、大学祭実行委員による屋台を出店するとともに、ステージ企画を立案運営しており、留学生による国際屋台村の出店をはじめ、大学職員も「折尾まつり」スタッフとして参加し、テント等の大学所有の備品も貸し出す等、地域社会へ貢献している。

#### A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

本学の教員が、地方公共団体等の専門委員会委員の委嘱を受け、それぞれの研究専門分野において公共政策に関与している。いずれも社会や地域の要請に応えるもので、教育研究の還元の一つになっている。令和 6（2024）年度の実績を所属ごとにみると、経済学部 18 件、スポーツ学部 16 件となっている。こうした委員活動のほか、自治体が主催する講演会、研修会などの講師、コーディネーター、アドバイザーなど活動は多岐にわたり個々の要望に応じている。この諸活動は地方自治体等の政策形成や運営に寄与するものである。

##### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】九州共立大学地域連携推進センター規程 【資料 F-10】と同じ

【資料 A-1-2】令和 6 年度公開講座一覧

【資料 A-1-3】令和 6 年度北九州市民カレッジ講座案内（前・後期）

【資料 A-1-4】令和 6 年度地域連携事業一覧

#### A-2. 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

##### A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係

##### A-2-② 企業・団体との協力関係

###### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

###### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係

### (1) 大学コンソーシアム関門への参加

本学は、関門地区の5大学が連携して教育・研究資源を相互提供する「大学コンソーシアム関門」に参加し、幅広い共同教養教育の提供に取り組んでいる。【資料 A-2-1】

同事業の単位互換協定による共同教養教育プログラムは、①教養科目群「現代の教養」、②関門地域を総合的に理解するコーディネート科目群「関門学」とで構成され、本学からは、「関門学」科目群に「関門の自然環境とそのエネルギー」を提供した。令和6(2024)年度において、本学学生は大学コンソーシアム関門で開講された5科目中、5科目について、のべ34人が受講した。【資料 A-2-2～3】

### (2) 福原学園設置3大学の連携

本学は、併設校である九州女子大学および九州女子短期大学と単位互換協定を締結しており、平成22(2010)年度から授業時間帯を統一することにより、各大学特有の教育・研究資源の連携と学生への提供を図っている。令和6(2024)年度について、九州女子大学へ前期3人、後期1人を派遣した。【資料 A-2-4】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 大学コンソーシアム関門規約

【資料 A-2-2】 大学コンソーシアム関門 2024 年度事業報告

【資料 A-2-3】 2024 年度大学コンソーシアム関門受講希望者数調べ

【資料 A-2-4】 令和6(2024)年度単位互換開放科目一覧 (学園内3大学)

## A-2-② 企業・団体との協力関係

本学では、近隣地域の自治体等と協定を締結し、地域と密接な連携および協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応するとともに、学生の教育・人材育成と活力ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与している。(表 A-2-1)

表 A-2-1 近隣地域の自治体等と協定一覧

協定締結先	協 定 名	締 結 日
北九州市スポーツ協会	九州共立大学と公益財団法人北九州市スポーツ協会のスポーツにおける教育・研究及び振興の連携協力に関する協定	平成27年8月6日
岡垣町	岡垣町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成27年8月11日
北九州商工会議所	北九州商工会議所と九州共立大学との連携に関する協定	平成27年10月6日
北九州市教育委員会	九州共立大学と北九州市教育委員会の学生ボランティアに関する協定	平成27年12月10日
北九州市	九州共立大学と北九州市によるスポーツの振興及びスポーツによるまちのにぎわいづくり並びに人材育成等に関し連携・協力するための包括連携協定	平成29年1月18日
水巻町	水巻町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成29年8月31日
芦屋町	芦屋町と九州共立大学との包括的地域連携に	平成30年8月31日

	関する協定	
遠賀信用金庫	遠賀信用金庫と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成30年12月24日
北九州あゆみの会	社会福祉法人北九州あゆみの会と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和元年7月22日
北九州市	北九州市における子ども食堂の支援に向けた取組に関する協定	令和元年12月20日
福岡県立社会教育総合センター	福岡県立社会教育総合センターと九州共立大学との包括連携に関する協定	令和2年10月15日
福岡県立英彦山青年の家	福岡県立英彦山青年の家と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和2年10月15日
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	福岡県立少年自然の家「玄海の家」と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和2年10月15日
遠賀町	遠賀町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和2年10月29日
宗像市	宗像市と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和4年1月25日
第一生命保険株式会社	九州共立大学と第一生命保険株式会社との包括連携協定	令和4年3月16日
一般財団法人サンビレッジ茜	一般財団法人サンビレッジ茜と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和5年2月10日
株式会社フォーバル	九州共立大学と株式会社フォーバルとの包括連携協定	令和5年7月19日
中間市	中間市と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和5年7月21日

### 【基準Aの自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

他大学との単位互換協定による地域の大学連携は、概ね順調に進展している。特に、北九州市および下関市の大学による共同事業展開は意義深く、関門地域における高等教育の充実・発展に寄与している。また、これらの取組は地域および社会への貢献としても大きな効果を上げている。

企業・団体との協力関係について、コロナ禍後の令和6(2024)年度から「地域連携協議会」を再開した。本協議会は、本学と地域連携協定を締結の自治体や企業などの地域連携担当者による意見交換会で、年2回(8月・2月)の開催となっている。本協議会では、担当者が各連携事業の進捗や課題を報告するとともに、次年度の取り組みに向けた意見交換を行うことにより、自治体間・企業間において情報共有がなされ、連携事業の活性化や新規連携事業の立ち上げに寄与している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学コンソーシアム関門に加盟する大学が提供する授業科目について、履修登録の目的が必ずしも学修意欲に基づくものではなく、履修上限単位数の制約がないことから、卒業要件単位の補填として利用されるケースが見受けられる。また、履修登録後に出席せず失格となる学生も多く、履修者の選定・管理の改善が必要である。

一方、昨今の学生生活（授業やアルバイトなど）の多忙により地域連携活動への学生参加が困難な状況となっている。打開策として、連携事業の日曜・祝日開催などを行ってきたが、連携先の自治体からは、連携事業の企画段階からの学生参画を望む声が増えており、学内において連携事業に対する環境整備が必要となっている。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学外の教育研究機関との今後については、卒業要件単位を補うための科目として履修されることを避け、大学コンソーシアム関門に加盟している大学が提供する魅力的な科目を通じて、北九州・下関地区の魅力を発見する学修に繋げることを主眼とする。また、履修登録後に授業を欠席する学生が目立つことから、履修登録時に学修目的を明確化させ、目的意識を持った履修を促す。

各自治体・企業などとの連携事業については、本学開講の正規授業科目に事業内容を組み込むなど、学生の参画を促進させる環境整備について検討する。

## V. 特記事項

### 1. 進路決定に向けた全員面談の実施について

#### (1) キャリアカウンセラーによる2年生全員面談の実施

本学では、平成27(2015)年度からキャリアカウンセラーを配置し、在学生にキャリア面談を行う制度を導入した。平成29(2017)年度から、2年生を対象としたキャリアカウンセラーによるキャリア面談を義務化したことで、ほぼ2年生全員の面談を実施することができた。令和6(2024)年度までの面談件数の推移は下表のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面談件数	111件	185件	564件	471件	538件
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面談件数	259件	561件	552件	605件	578件

キャリアカウンセラーは将来希望する職業について質問を行い、希望する職業が明確な場合は、具体的にSPI対策、面接対策、公務員試験対策など概要を伝え、学内で実施のK-CIPや“やる気支援対策”などの支援事業へ誘導している。一方、希望する職業が定まっていない学生には、業界研究、企業研究、職種毎の役割など丁寧に説明し、学生が進路選択を行ううえでの選択方法について示している。

#### (2) キャリア支援課職員による3年生全員面談の実施

3年次にはキャリア支援課の職員と面談を行っている。この3年生全員面談は、平成20(2008)年度から3年生全員を対象として実施しており、面談ではより具体的な進路について面談の場で聞き取り、キャリア支援課職員全員で情報の共有を図っている。

### 2. スポーツ栄養研究センターの活動について

#### (1) ギラヴァンツ北九州選手への栄養指導

ギラヴァンツ北九州選手への栄養指導として、スポーツ栄養研究センターの目標にある「日本人アスリートに合わせた栄養教育」および「スポーツ栄養を通じた地域連携」活動の一環として、令和3(2021)年以来、九州女子大学の管理栄養士の教員による栄養講習会を継続的に行っている。令和5(2023)年からは、管理栄養士の教員の指導の下、栄養学科学生による各選手の食事内容調査および身体データの取得を実施している。この取り組みの一環として、令和6(2024)年は、3月14日、8月2日、9月14日の3回にわたり、栄養セミナーおよび個別栄養指導を行い、チーム強化に向けて協力した。

#### (2) SDGs サッカークリニック

ギラヴァンツ北九州主催のSDGsサッカークリニックが、令和6(2024)年12月15日(中学生の部)に開催され、サッカー教室の後に、ジュニアアスリート向けの栄養

に関する講義と試食提供を行った。また、前年までのサッカークリニックの様子は動画撮影され、令和6年のミクニワールドスタジアムのギラヴァンツ北九州戦において、オーロラヴィジョンで放映され(7試合)、本センター活動の対外アピールにつなげた。

(3) 地域連携における豊前市、ギラヴァンツ北九州とのジビエカレー開発

令和3(2021)年7月、ギラヴァンツ北九州とみやこ町、スポーツ栄養研究センター、九州女子大学とともに猪や鹿の鳥獣被害の一環の取り組み「ジビエ料理プロジェクト」として「ジビエ料理」の開発を行ってきた。令和4(2022)年度に、栄養学科で開発した「九女復刻カレー」をベースとしたレトルト「ジビエカレー」を地域連携における豊前市、ギラヴァンツ北九州と協働し商品化し、令和5(2023)年7月16日にミクニワールドスタジアム内で販売し1時間半で予定の100食を完売するほどの大盛況であった。スポーツ栄養研究センターでは、より地域に密着した活動を通じて、今後も地域に貢献していく。

(4) 高校への栄養指導講習会

令和6(2024)年12月28日に福岡県立小倉高等学校にて、同校ラグビー部員とその保護者を対象に栄養指導講習会を開催した。本講習会は、小倉高校ラグビー部OB会の協力依頼に応じてのものであり、このような地元での活動は、「スポーツ栄養を通じた地域連携」を一步も二歩も推進させるものとして、たいへん有意義であった。